岐阜市災害時受援・支援計画

平成２５年２月
平成２６年２月修正
平成２７年２月修正
平成２８年３月修正
平成２９年３月修正
平成３０年３月修正
平成３１年３月修正
令和２年４月修正
令和３年４月修正
令和４年４月修正
令和５年４月修正

岐阜市

― 目　　次 ―

＜はじめに＞

第１編　受援計画 1

Ⅰ　基本的な事項

１　基本的な考え方 2

２　受援実施体系図 2

３　災害対策本部・地域災害対策本部の役割 3

Ⅱ　自衛隊・広域緊急援助隊・緊急消防援助隊等の受援に関する計画

１　要旨 7

２　応援部隊の受援に関するスキーム 7

３　災害対策本部の役割 8

４　その他各機関の役割 8

５　大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続 9

６　応援部隊の救助活動拠点の確保 11

７　応援部隊を救助活動拠点へ誘導するための情報提供 11

８　応援部隊への支援 12

Ⅲ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）・ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）・保健師・上下水道事業部の職員・環境部の職員・応急危険度判定士等専門職員の受援に関する計画 13

Ⅳ　復興に向けた職員の受援に関する計画 13

Ⅴ　物資の受援に関する計画

１　要旨 14

２　物資の受援に関するスキーム 14

３　物資調達の概要 15

４　物資調達に関する活動 15

５　義援物資の取り扱い 17

Ⅵ　広域避難

１　要旨 18

２　広域避難に関するスキーム 18

３　広域避難に関する圏域連携 20

Ⅶ　様式集 21

Ⅷ　参考資料 26

Ⅸ　関係機関の連絡先 38

第２編　支援計画 39
Ⅰ　基本的な事項
１　基本的な考え方 40
２　支援実施体系図 40
３　緊急支援本部・復興支援本部の役割 41
４　支援内容の検討 43
５　被災地へ派遣する職員について 43
６　経費負担 43
７　その他 44
Ⅱ　人員の支援に関する計画
１　要旨 45
２　派遣職員等の検討 45
３　支援決定後の検討及び実施 45
４　想定される支援要請 45
Ⅲ　物資の支援に関する計画
１　要旨 47
２　支援物資等の検討 47
３　想定される支援要請 48
４　その他 48
Ⅳ　義援金品の受付に関する計画
１　要旨 49
２　市民からの義援金について 49
３　義援物品について 49
４　市からの義援金の検討 50
５　職員からの義援金の募集 50
Ⅴ　避難者の受け入れ、支援に関する計画
１　要旨 51
２　避難者への住宅提供に関するスキーム 51
３　避難者への支援に係る情報等の流れ 52
４　避難者への住宅提供 52
５　避難者への支援 52
Ⅵ　広域避難者の受け入れ
１　要旨 55
２　広域避難者の受け入れに関するスキーム 55
３　広域避難者の受け入れについて 56
Ⅶ　様式集 58
Ⅷ　参考資料 65

＜はじめに＞

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、「超」広域で被害が発生し、発生直後から多数の応援部隊〔自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊〕が全国から被災地に集結した。岐阜市においても、地震発生直後から、多数の応援部隊〔緊急支援物資の搬送隊、緊急消防援助隊、医師、保健師、上下水道事業部の職員、環境部の職員等の専門職員、復興に向けた土木・建築職員、事務職員等〕を派遣している。

岩手県の内陸と沿岸の中間地にある遠野市では、早くから宮城県沖地震を見据えた後方支援拠点整備構想を掲げ、大規模な訓練を重ねていたため、地震発生直後から自衛隊などの応援部隊が同市の遠野運動公園に集結し、迅速な応援活動を展開するなど、同市は沿岸被災地の後方支援拠点として重要な役割を果たした。

一方、平成７年に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市災害対策本部に２ヶ月あまりの間で約４３万個の小包（救援物資）が届けられ、搬送拠点と倉庫だけで最大 22,400 平方メートル分の建物を確保しなければならなかった。

また、平成１６年の新潟中越地震でも、県の保管施設の準備がなかったため、救援物資が一時的に集積された新潟空港に滞留し、円滑な配分が１週間程度行われなかった。

さらに、平成２８年熊本地震では、災害応急活動で地方公共団体からの要請を待たず迅速に支援物資を被災地に届ける支援として、国による「プッシュ型」による物資の支援が初めて本格的に実施されたが、県の物資集積拠点が被災により使用不能となったこと、物資の仕分けや管理ノウハウの欠如、人員不足により、発災当初、物資拠点に物資が滞留したことから、「物資拠点から避難所まで」の輸送が機能せず、被災者に支援物資が十分に行き渡らなかった。

これらの教訓を踏まえ、本市は、大規模災害が発生した場合に想定される市外からの救援物資や自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受け入れ体制について、基本的ルールを定めた「受援計画」及び他市を支援する場合の基本的ルールを定めた「支援計画」を策定する。

なお、岐阜県は、「岐阜県災害時広域受援計画」を策定（毎年度改訂）している。

第１編　受援計画

＜受援計画＞

本計画は、地震等大規模災害が発生した場合に想定される、市外からの救援物資や応援部隊を、効率的・効果的に受け入れ、災害応急対策を実施するためのものである。

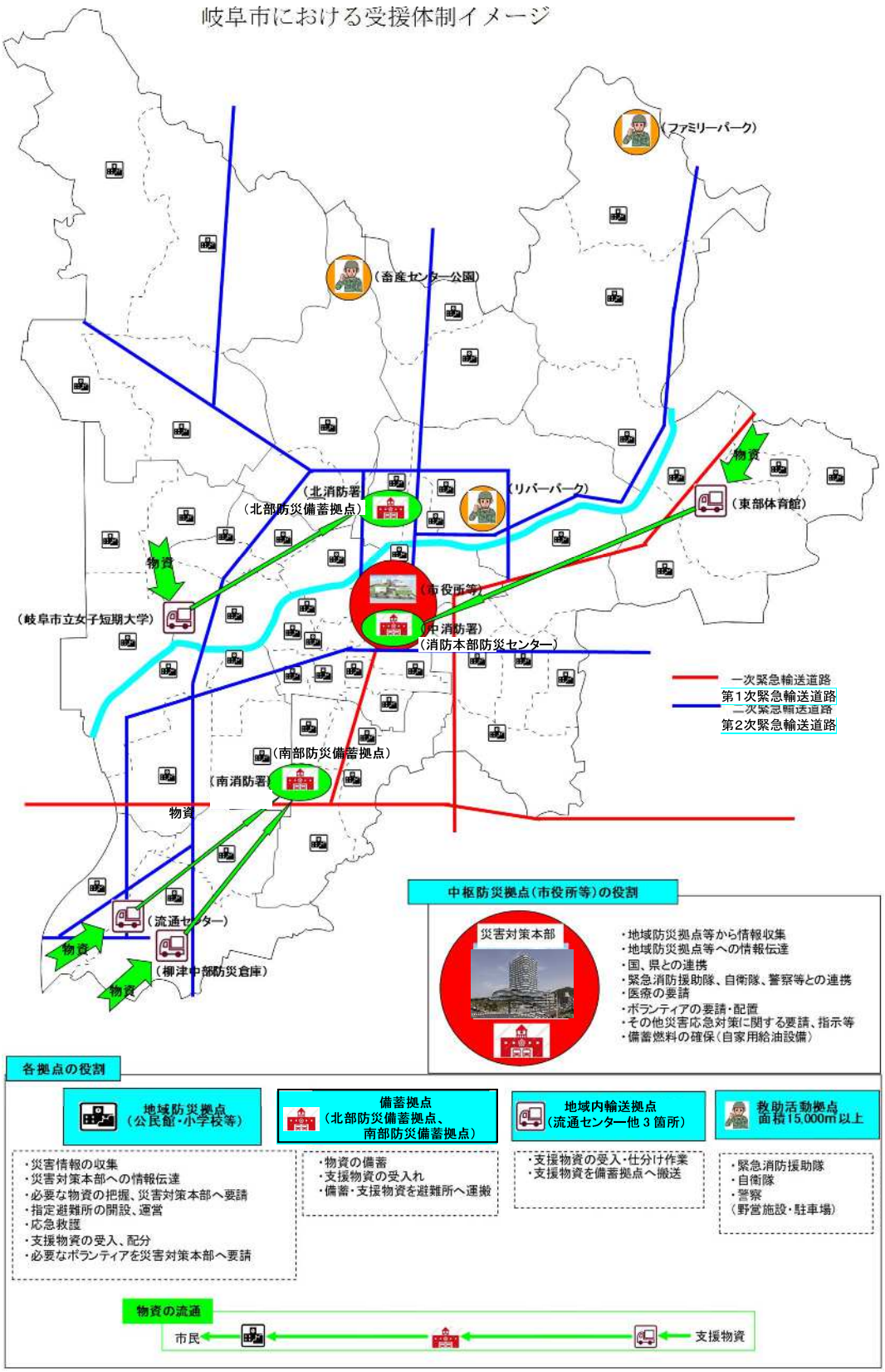

Ⅰ　基本的な事項

1　基本的な考え方

（1）本計画は、岐阜市地域防災計画に基づき、地震等大規模災害の発生により岐阜市が被災した場合、市外からの応援を受け入れるために必要な事項を定めたものである。

（2）本計画に基づき、地震等大規模災害発生時に、速やかに応援を要請し、応援を受け入れ、効率的・効果的な災害応急対策を実施するとともに、被害状況に応じて適切に対応する。

（3）本計画は、受援、支援等を通じた検証や、市はもとより、国、県及び防災関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

2　受援実施体系図

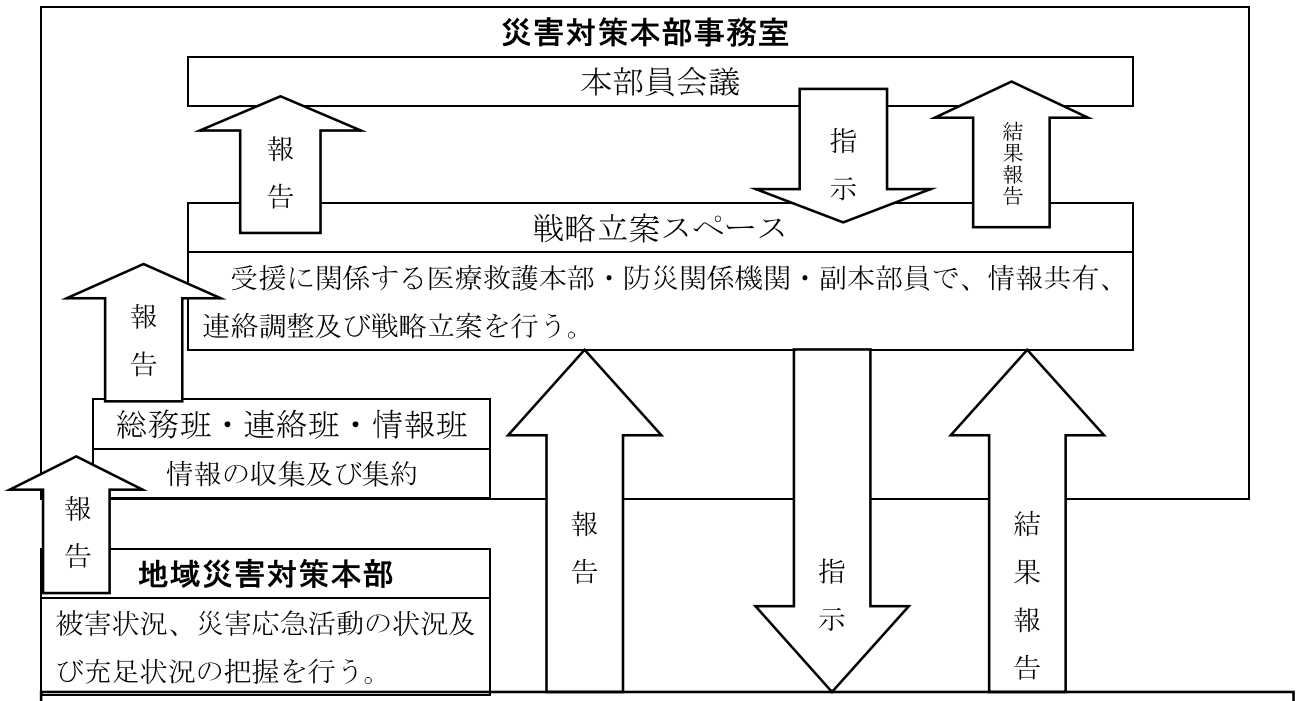

各部

実施項目	担当部
市の被害状況等の収集	災害対策本部事務室
災害救助法適用等事務	災害対策本部事務室
救助活動等に係る経費の管理	財政部
岐阜県災害対策本部、県岐阜支部への各種要請	災害対策本部事務室
応援部隊及び他都市からの職員の受け入れ	災害対策本部事務室
応援部隊及び他都市からの職員の総合管理	行政部
応援要請、連絡調整及び活動管理	
（要請部隊）自衛隊及び広域緊急援助隊	災害対策本部事務室・消防本部
緊急消防援助隊	災害対策本部事務室・消防本部
ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）	災害対策本部事務室・消防本部
岐阜ＤＷＡＴ（岐阜県災害派遣福祉チーム）	災害対策本部事務室
医療救護班	医療救護本部

ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム） （要請職員）医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、 薬剤師、保健師、精神保健福祉相談員 及び管理栄養士等 応急危険度判定士 （要 請 先）日本水道協会等 全国都市清掃会議、環境省	保健衛生部 保健衛生部 まちづくり推進部 上下水道事業部 環境部
応援要請及び連絡調整 （要 請 先）災害相互応援協定締結市 全国市長会 中核市市長会 その他加盟協会	 災害対策本部事務室 市長公室 災害対策本部事務室・企画部 所管部
応援部隊の誘導	基盤整備部
救助活動拠点開設の確認	消防本部
臨時離着陸場の運用	消防本部
救助用資機材の確保	基盤整備部
ライフライン関係事業者との連携	経済部
各種協定による物資調達等の要請及び連絡調整	災害対策本部事務室・企画部
他都市からの救援物資の受入れ及び管理	経済部
地域内輸送拠点、備蓄拠点の開設、運営等の管理	経済部
歴史的文化遺産の復旧に必要な人材・資材の受入れ	都市建設部 ぎふ魅力づくり推進部
復興に向けた職員の応援要請、受入れ、連絡調整及び管理	行政部
復興に向けた生活必需物資、復旧資材等の供給確保	経済部、まちづくり推進部
消費物資の市民への影響度合い調査	市民生活部

３　災害対策本部・地域災害対策本部の役割

（１）基本的業務

ア　災害対策本部事務室は、効率的・効果的な応援を受けるために、被害状況、災害応急活動の状況及び充足状況を、地域災害対策本部からの報告により把握する。

イ　担当部は、災害対策本部が把握した情報を基に、実施項目について実施に向けた検討を行う。

ウ　受援に関係する医療救護本部、防災関係機関、副本部員は、災害対策本部が把握した被害状況等及び各部が検討した実施項目から、本庁舎６階の戦略立案スペースで、情報共有、連絡調整及び受援に関する戦略立案を行う。

エ　本部長、副本部長、本部員は、本部員会議で各種報告を受け、協議を行う。

オ　災害対策本部事務室は、状況を取りまとめて岐阜県災害対策本部に報告する。

※なお、岐阜県災害対策本部は、広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、必要に応じ国の現地対策本部と調整会議を行うこととしている。

（２）応援要請及び応援部隊の活動管理

ア　担当部は、災害対策本部が把握した被害状況等に応じて、応援要請を行い、要請先との連絡調整を行う。

イ　応援部隊の活動管理は、原則として災害応急対策及び災害復旧実施担当部が行う。

ウ　自衛隊及び広域緊急援助隊については災害対策本部で行うが、消防本部及び緊急消防援助隊との連携が重要なため、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

※なお、全国知事会への応援要請については岐阜県災害対策本部が行うこととなっている。

（３）受援に必要な拠点の指定

ア　自衛隊、広域緊急援助隊等の応援部隊及び支援物資を円滑に受け入れる体制を整えるため、「救助活動拠点」、「地域内輸送拠点」及び「備蓄拠点」を指定する。

イ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）、保健師、上下水道事業部の職員、環境部の職員、応急危険度判定士等の専門職員の拠点の確保については、災害応急対策実施担当部で行う。

ウ　復興に向けた職員の拠点の確保については、災害復旧実施担当部で行うが、滞在のための住居等の受け入れに関する事項については、行政部が行う。

＜防災拠点＞　　（以下、＊は県計画にリストアップ（岐阜市内分））

救助活動拠点

名称	所在地（住所）	面積
＊岐阜市畜産センター公園	岐阜市椿洞字中野 776-4	261,165 ㎡
＊岐阜ファミリーパーク	岐阜市山県北野 2081	115,500 ㎡ （森林部分除く）
＊岐阜県立岐阜北高等学校	岐阜市則武清水 1841-11	5,000 ㎡
＊ＯＫＢぎふ清流アリーナ	岐阜市薮田南 2 丁目 1-1	4,856 ㎡
＊岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1	1,848 ㎡
＊岐阜競輪場駐車場	岐阜市東栄町 5 丁目 16-1	7,608 ㎡
＊岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目 68	1,224 ㎡
＊リバーパークおぶさ	岐阜市長良雄総地先	33,634 ㎡

地域内輸送拠点

名称	所在地（住所）	面積
＊岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1	1,317 ㎡
＊岐阜市東部体育館	岐阜市芥見 4 丁目	1,224 ㎡
＊岐阜市柳津町中部防災施設	岐阜市柳津町丸野 2 丁目 52	165 ㎡
＊岐阜流通センター協同組合連合会	岐阜市柳津町流通センター内	6,800 ㎡

備蓄拠点

名称	所在地（住所）
南部防災備蓄拠点（旧岐阜南消防署）	岐阜市茜部大野 1 丁目 12
北部防災備蓄拠点（旧上下水道事業部本庁舎）	岐阜市八代 2 丁目 2 番 4 号

（４）指定した応援拠点が活用できない場合

災害対策本部は、あらかじめ指定した救助活動拠点、地域内輸送拠点及び備蓄拠点が活用できない場合や、指定した候補地や拠点では不十分な場合などには、岐阜県災害対策本部と調整し、「活動拠点候補地」及び「県広域防災拠点」等の活用を図る。

県広域防災拠点　　（以下、＊は県が必要により使用する施設）

名称	所在地（住所）	面積
＊岐阜メモリアルセンター	岐阜市長良福光大野 2675-28	4,990 ㎡
＊岐阜ファミリーパーク※	岐阜市山県北野 2081	115,500 ㎡ （森林部分除く）

※市の広域防災活動拠点として選定しており、市の広域防災拠点としての使用が優先される

その他活用が可能な施設

名称	所在地（住所）	面積
鏡島大橋北駐車場	岐阜市西中島 2 丁目 3-1	50,014 ㎡
＊岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス） 同　短期大学（岐阜キャンパス）	岐阜市柳津町高桑西 1-1 岐阜市中鶉 1 丁目 38	5,163 ㎡ 2,857 ㎡
＊平成医療短期大学（運動場）	岐阜市黒野 180	15,000 ㎡
＊岐阜保健大学	岐阜市東鶉 2 丁目 92	848 ㎡

（５）臨時離着陸場の開設等

ア　臨時離着陸場の開設

災害対策本部は、岐阜県災害対策本部からの連絡があった場合、県外からの応援部隊の救助活動や、重症患者の広域搬送活動に即応できるよう、原則として、下記の臨時離着陸場から開設する。

臨時離着陸場

名称	所在地（住所）	地積(m×m)
薮田（県庁前広場）	岐阜市薮田南 2 丁目 3	40×40
雄総（リバーパークおぶさ）	岐阜市長良雄総地先	100×240
長良（長良川公園）	岐阜市長良福光字田ヶ脇前 2696 地先	50×50
西中島（鏡島大橋北駐車場）	岐阜市西中島 2 丁目 3-1	230×190
高桑（高桑運動広場）	岐阜市柳津町高桑堤外 3 丁目 102	110×130
岐阜ファミリーパーク（野球場）	岐阜市北野北	50×50
畜産センター（芝生広場）	岐阜市椿洞字中野 776-4	80×190
プラザ掛洞(第２駐車場)	岐阜市奥 1 丁目 104	75×40
岐阜大学陸上Ｇ	岐阜市柳戸 1 番 1	180×90

イ　臨時離着陸場の運用　　消防本部は、臨時離着陸場の運用を行う。

ウ　臨時離着陸場の使用方法等

（ア）臨時離着陸場の要員等の確保

臨時離着陸場の開設に当たり次の要員及び通信機器を確保する。

・要　　員：臨時離着陸場における安全確保要員及び通信連絡員

・通信機器：県と市が連絡を行うための通信機器（衛星携帯電話等）

※離着陸場からの連絡用通信機器

・ヘリコプターとの交信：消防無線

（デジタル：主運用波・統制波、アナログ：防災相互波）

・災害対策本部との交信：衛星携帯電話

（イ）臨時離着陸場の運用の優先順位

臨時離着陸場を運用する場合は、原則として次により使用の優先順位を調整する。

・第一順位　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

（救助・救急活動、医療救護活動の従事者・医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送）

・第二順位　災害の拡大防止のために必要な輸送

（消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送）

・第三順位　災害応急対策のために必要な輸送

（食料等生命の維持に必要な物資の搬送）

（ウ）臨時離着陸場の応急復旧

地震発生時に、臨時離着陸場の予定地が陥没、地割れ、障害物の堆積等により臨時離着陸場としての機能を損ねた場合には、他のヘリコプター離着陸候補地（市防災計画）及び屋上離着陸場の使用を検討するほか、速やかに応急復旧を行い臨時離着陸場の機能の回復も考慮する。

（６）経費負担

ア　救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が負担する。

イ　財政部は救助活動等に係る経費の管理を行い、災害対策本部事務室は災害救助法適用等事務を行う。

（７）応援部隊の食料等について

県外からの応援部隊の食料等の確保については、原則、応援部隊が飲料水、食料、寝袋等を自ら携行し救助活動等を行う。

（８）その他

ア　南海トラフ地震については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成２９年１２月２１日中央防災会議幹事会決定）及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和３年５月２１日改定　中央防災会議幹事会。以下「南海トラフ具体計画」という。）による。

イ　東海地震については、「東海地震応急対策活動要領」（中央防災会議、平成１８年４月修正）及び『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成１８年４月２１日修正、中央防災会議幹事会申し合せ）による。

ウ　東南海・南海地震については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成２９年１２月２１日中央防災会議幹事会決定）及び『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成１９年３月２０日策定、中央防災会議幹事会申し合せ）による。

エ　大規模災害時における医療救護に関する医療チームの広域受援体制については、「岐阜県地震災害等医療救護計画」（岐阜県：平成２３年１０月改訂）による。

Ⅱ　自衛隊・広域緊急援助隊・緊急消防援助隊等の受援に関する計画

1　要旨

災害対策本部は、あらかじめ指定した救助活動拠点に、自衛隊、広域緊急救助隊、緊急消防援助隊等の応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的かつ効果的な救助・消火活動等の応援活動を実施する。

2　応援部隊の受援に関するスキーム

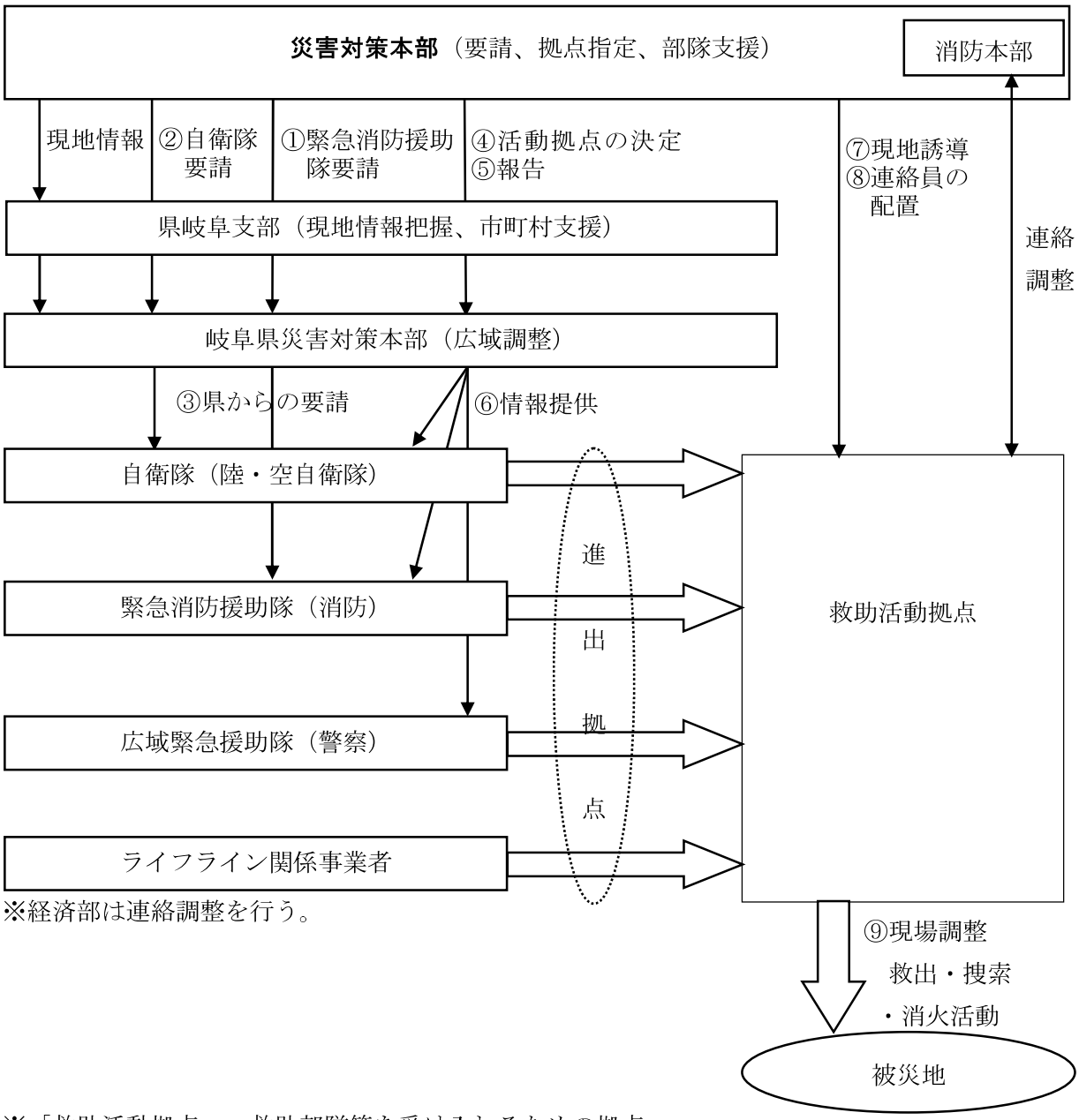

※「救助活動拠点」：救助部隊等を受け入れるための拠点

※「進出拠点」：活動拠点を確保するまでの間などに、集合地点として設定する拠点。
必要に応じて設定する。災害対策本部が検討し、県が決定

３　災害対策本部の役割

（１）災害対策本部事務室は、県岐阜支部又は岐阜県災害対策本部（現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部）に対して、被害状況等を報告し、必要に応じて応援部隊の要請を行う。

被害状況等の報告は原則、被害情報集約システムにより行うが、システムが活用できない場合又はその時間がない場合は口頭で県岐阜支部に報告を行い、県岐阜支部が代理入力を行う。

要請は原則、岐阜県災害対策本部に行うが、通信が途絶した場合などは県岐阜支部に行う。

（２）災害対策本部は、指定した応援部隊の救助活動拠点の状況に応じ、応援部隊の規模、活動内容等により、活動拠点候補地等から救助活動拠点を指定する。

（３）災害対策本部は、救助活動拠点において応援部隊の受け入れを行う。

その際、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

（４）基盤整備部は、ショベルカー等の救助資機材の確保について、市が保有する資機材で不足する場合、協定等を利用して確保する。

（５）災害対策本部事務室は、被災状況と地域の消防団及び自主防災組織等地域の活動状況から、現場における応援部隊の役割・地域分担、重点活動地域等を決め、調整する。

その際、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

（６）医療救護本部は、県災害対策本部医療救護チームと調整し、県が指定する災害拠点病院内又は市災害対策本部内に、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）活動拠点本部の開設場所を確保する。

４　その他各機関の役割

（１）岐阜県災害対策本部（受援対策チーム）

ア　県岐阜支部、市町村と連携し、応援部隊の受け入れを行う。

イ　市の活動拠点の選定に時間を要する場合、被災地に至る中継地点に進出拠点を定める。

ウ　国の現地災害対策本部が設置された場合、国の現地災害対策本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び救助活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。

エ　応援部隊との情報共有や業務上の調整を行う。

（２）県岐阜支部

ア　岐阜県災害対策本部、市町村本部と連携し、応援部隊の受け入れを行う。

イ　岐阜県災害対策本部の指示に応じ、県広域防災拠点の受援体制を整える。

ウ　応援部隊との情報共有や業務上の調整を行う。

（３）岐阜県警察

ア　交通規制を実施する。

イ　警察庁等と連携を図り、広域緊急援助隊の受け入れを行う。

（４）ライフライン関係事業者

ア　県・市町村と連携し、ライフラインの復旧作業を行う。

なお、経済部は、ライフライン関係事業者からの情報収集等、各種連携を行う。

イ　ライフライン復旧活動拠点の指定は、事業者の計画によるものとするが、状況に応じオープンスペースに関する協定に基づく申請等があった場合は、災害対策本部事務室は、「活動拠点候補地」等からライフライン復旧活動拠点を指定する。

ウ　連携が必要なライフライン関係事業者

（ア）電気事業者

（イ）ガス事業者

（ウ）通信事業者

5　大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続

（1）自衛隊

ア　自衛隊要請の依頼

原則、市長（災害対策本部事務室）は、岐阜県知事（岐阜県災害対策本部）に自衛隊要請の依頼を行い、知事は、自衛隊法第８３条第１項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経由して同第１０師団長に対して要請する。

その際、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう依頼する。

また、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、その旨及び地域に関わる災害の状況について陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経由して、陸上自衛隊第１０師団長に報告し、知事に対してもその旨を速やかに報告する。

（ア）災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（派遣を希望する活動内容）

・車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

・避難者の誘導、輸送等避難の援助

・行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

・堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

・火災に対し、消防機関と協力しての消火活動

・道路又は水路の確保

・被災者に対する応急医療、救護及び防疫

・救急患者、医師その他救助活動に必要な人員の派遣及び救援物資の緊急輸送

・被災者に対する炊飯及び給水

・その他市長が必要と認める事項

（エ）その他参考となるべき事項

イ　知事による災害派遣の要請

知事は、上記アの事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第３５普通科連隊長を経由して同第１０師団長に対して要請する。

ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

ウ　知事による市長への連絡

知事は、陸上自衛隊第３５普通科連隊長から派遣決定の通知を受けたときは、市長に速やかに連絡する。

（２）緊急消防援助隊

ア　緊急消防援助隊要請の依頼

市長は、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話等により連絡し、次に掲げる事項が明らかになり次第、書面等により連絡するものとする。

（ア）災害の概況

（イ）出動を希望する区域及び活動内容

（ウ）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

災害の詳細な状況及び応援等に必要な隊の種別、規模等を把握した段階で、岐阜県緊急消防援助隊受援計画の要請要綱【様式１－２】により、知事に対して速やかに緊急消防援助隊の応援等要請の連絡を行う。

イ　知事による災害派遣の要請

知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容、緊急消防援助隊の活動のために必要な事項等を、消防庁長官に対して電話等により報告を行う。その後、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する報告を速やかに行う。

ウ　知事による市長への連絡

知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、市長に速やかに連絡する。

（３）広域緊急援助隊（警察）

県公安委員会は、警察法第６０条第１項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

（４）知事等からの要請がない場合の出動

知事からの要請がない場合であっても、防衛大臣又はその指定する者は自衛隊法第８３条第２項の規定に基づき自衛隊を、消防庁長官は消防組織法第４４条第２項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、警察法第７１条の規定に基づき、緊急事態が布告され、必要があるときは、警察庁長官は警察官を派遣できる。

これら要請がない場合の出動に係る受援計画は要請による場合と同様とする。

なお、緊急消防援助隊については、要請要綱「第７章　大規模地震発生時における迅速出場基準」に基づき、最大震度６強以上の場合、あらかじめ指定された部隊が迅速出動を行う。

６　応援部隊の救助活動拠点の確保

（１）救助活動拠点の確保及び開設

ア　救助活動拠点の選定確保

災害対策本部事務室は、救助活動拠点は指定しているが、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペース、周辺の臨時離着陸場の有無等により活動に支障が生じた場合、状況に応じ柔軟に検討し選定する。

イ　救助活動拠点の開設

（ア）災害対策本部事務室は、救助活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が救助活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入禁止区域の設定等を依頼する。

（イ）施設管理者は、開錠等を行う。

（ウ）救助活動拠点の開設は、応援部隊が行うが、消防本部もＰ２２の様式１を使用し、開設を確認する。

（２）開設準備の報告

災害対策本部事務室は、救助活動拠点の使用の可否について調査を行い、県本部（受援対策チーム）にその結果を報告する。

（３）開設状況の報告

災害対策本部事務室は、救助活動拠点の開設状況について、Ｐ２３の様式２により県本部（受援対策チーム）に報告する。

（４）応援部隊の活動状況の報告

災害対策本部事務室は、応援部隊の活動についての報告を受け、情報を集約し、県本部（受援対策チーム）に報告する。行政部は、集約された情報を一括管理する。

7　応援部隊を救助活動拠点へ誘導するための情報提供

（１）救助活動拠点等へ進出する応援部隊への情報提供

岐阜県災害対策本部は、災害対策本部からの情報を、各応援部隊の調整本部又は国の現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）等に対して、提供する。

また、県岐阜支部は、求めに応じて、各応援部隊に対して現地で情報提供を行う。

（２）救助活動拠点等の変更に係る情報提供

災害対策本部事務室は、応援部隊が救助活動拠点等への到達が困難となった場合、岐阜県災害対策本部と協議し救助活動拠点等を変更する。

なお、岐阜県災害対策本部は、その結果を各応援部隊の調整本部等に対して速やかに報告する。

（３）救助活動拠点へ誘導するための情報提供

ア　災害対策本部事務室は、救助活動拠点へ進出する応援部隊に対し、必要に応じて、誘導員を主要国道から進入路への交差点等に配置し、救助活動拠点への誘導を行うとともに、誘導員を通じて情報提供を行う。

誘導に関しては、道路の被害情報による経路選定等を担当する、基盤整備部が行う。

イ　誘導員を通じて行う情報提供

（ア）応援部隊への救助活動拠点の指示等

災害対策本部事務室は、進出してきた応援部隊に対して、救助活動拠点を指示する。

（イ）応援部隊への情報提供

災害対策本部事務室は、応援部隊に次の事項に関する情報提供を行う。

・被害状況

・災害対策本部、岐阜県災害対策本部、県岐阜支部への連絡方法、連絡先一覧

・割り当てた救助活動拠点
・県又は岐阜市からの応援要請事項
・応援要請に関する救助活動拠点周辺の地図
・救助活動拠点までのルート図
・その他必要な事項

（ウ）応援部隊用地図等の配布

災害対策本部事務室は、必要に応じ活動地域に関する地図等を応援部隊に配布する。地図等に盛り込むべき主な内容は、次のとおり。

・応援部隊の活動区域
・応援部隊の救助活動拠点、野営可能区域
・災害拠点病院、救護病院等の位置
・臨時離着陸場の位置
・その他応援部隊が求める事項

8　応援部隊への支援

（1）災害対策本部事務室は、応援部隊の救助活動拠点に適宜情報提供を行い、必要に応じて応援部隊への支援を行う。

なお、県岐阜支部は災害対策本部の業務を必要に応じ支援する。

（2）救助活動拠点への情報提供、調整等については、原則、災害対策本部に参集する、自衛隊、警察及び岐阜県危機管理部岐阜地域防災係職員が行うが、救助活動拠点の応援部隊と連絡が取れない場合は、その都度、災害対策本部事務室が検討し対応する。

（3）災害対策本部事務室は、応援部隊と連携し、被災地における活動（救助、救出、捜索等）の役割分担、地区の分担を調整する。

ただし、被災地における活動は、消防本部との連携が重要なため、消防本部は災害対策本部に必要な要請を行う。

なお、県岐阜支部は、現場における災害対策本部の調整業務を支援する。

Ⅲ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）・ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）・保健師・上下水道事業部の職員・環境部の職員・応急危険度判定士等専門職員の受援に関する計画

Ｐ２・３の「Ｉ基本的な事項　２受援実施体系図」内の応援要請、連絡調整及び活動管理を担当する部は、担当部が定める、災害応急対策マニュアル又は業務継続計画により実施する。

Ⅳ　復興に向けた職員の受援に関する計画

行政部は、応援要請、受け入れ、連絡調整及び管理について、その都度検討し実施する。

なお、応援要請については、行政部が、各部が実施する災害復旧の進捗状況から、応援要請の必要性、要請先、要請人数等を十分検討した後、要請先と連携が取れる部を指名し要請書の送付を指示する。

活動管理については、復旧実施担当部が定める、災害応急対策マニュアルにより実施する。

Ⅴ　物資の受援に関する計画

1　要旨

災害対策本部は、市で備蓄している物資だけでは必要量を満たせない場合、あらかじめ指定した地域内輸送拠点に、他都市からの物資等を受け入れ、状況により備蓄拠点を活用し、効率的かつ効果的に避難所へ物資を供給する。

2　物資の受援に関するスキーム

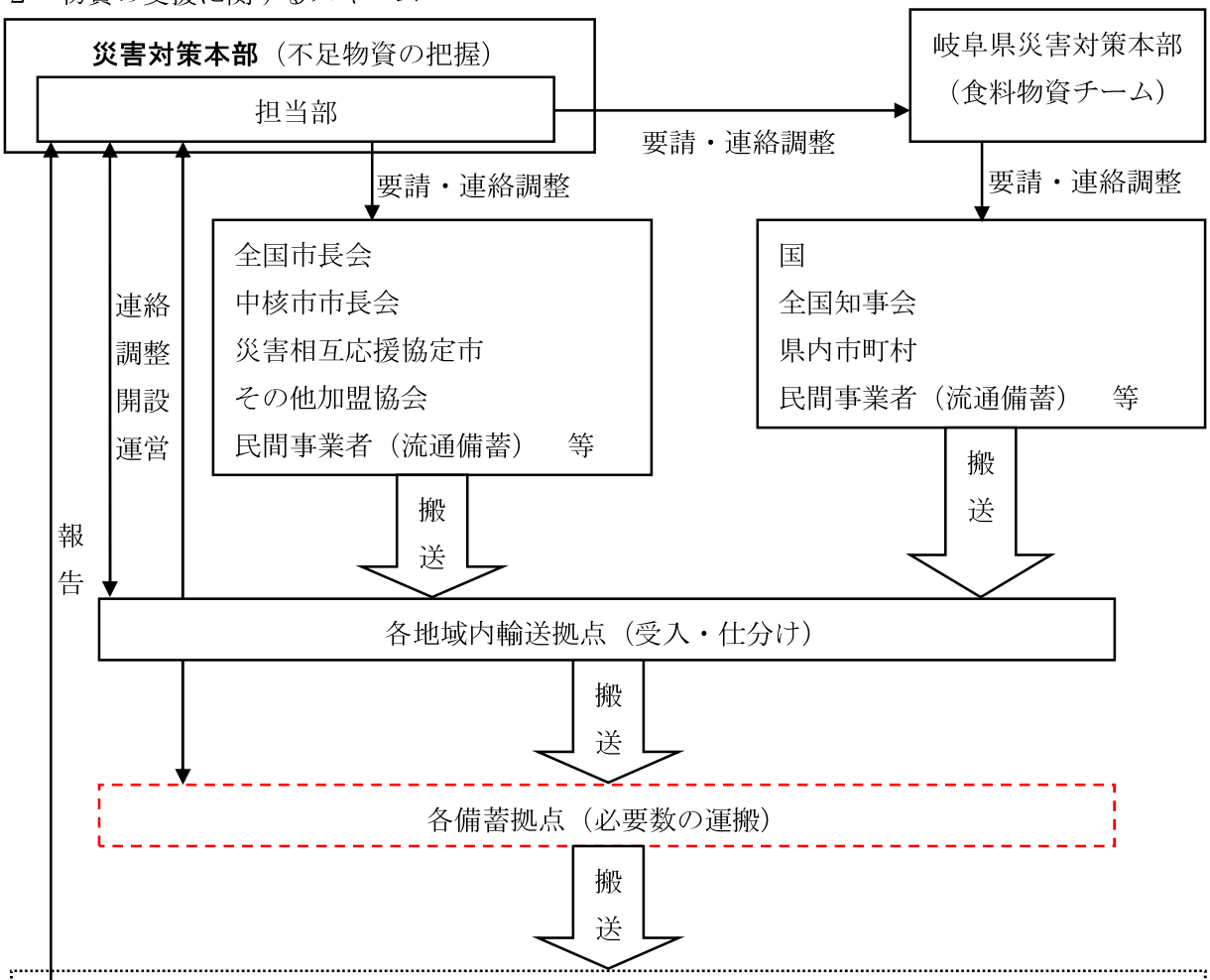

備蓄・物資調達の考え方

①個人備蓄：市民一人ひとりが自分自身と家族に必要な物資を３日分以上備蓄する。

②市備蓄品：個人備蓄では必要量を満たせない場合に備え、想定避難者数分は備蓄する。

③流通備蓄：東日本大震災では、発災３日後から流通が再開していることから、３日目以降は他都市との災害相互応援協定による支援や、民間業者との協定により食糧等必要物資を確保する。

主な備蓄品	総数
アルファ米	125,400 食
クラッカーとバランス栄養食	153,040 食
おかゆ	39,100 食
飲料水	88,404 ℓ
毛布	53,160 枚
子ども用おむつ	21,212 枚
大人用おむつ	14,460 枚
生理用品	38,980 個
簡易トイレ	2,218 個
ブルーシート	4,383 枚
携帯電話充電器	100 器
弾性ストッキング	1,000 足
浄水器	51 台

３　物資調達の概要

（１）担当部は、中核市市長会等災害相互応援協定を締結している他都市、民間事業者及び全国市長会等の団体に対して、物資の供給を要請する。

（２）災害対策本部事務室は、上記によっても物資が不足する場合は、原則県本部（食料物資チーム）に対して、調達を要請する。

（３）大規模災害発災当初は、正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下する等の理由により、県及び市災害対策本部において必要な物資量を迅速に把握することは困難であることも想定される。この場合、国は、被災地からの要請を待たず迅速に支援物資を届けるプッシュ型の物資支援を決定し、実施する。

４　物資調達に関する活動

（１）地域内輸送拠点、備蓄拠点の開設

ア　災害対策本部は、あらかじめ定められた地域内輸送拠点、状況により備蓄拠点の被災状況を確認し、開設を決定する。

イ　経済部は、地域内輸送拠点の施設管理者に対して、施設の開錠、施設内における立ち入り禁止区域の設定等を依頼する。

ウ　施設管理者は、開錠等を行う。

エ　災害対策本部事務室は、地域内輸送拠点が、活動拠点候補地や県広域防災拠点等を検討しても使用困難な場合又は災害対策本部で運営が困難な場合は、県本部（受援対策チーム、食料物資チーム）と調整する。

なお、県本部は、県広域防災拠点の中から代替施設として検討する。この場合の運営は市が行うが、運営が困難な場合は、「岐阜県及び市町村災害相互応援協定」に基づき、県へ応援を要請する。又、県広域防災拠点の活用よりも、他の市町村が開設した地域内輸送拠点を活用する方が効率的な物資輸送が可能な場合には、その拠点を活用する場合がある。その際、拠点の運営について当該市町村と協議する。

（２）地域内輸送拠点及び備蓄拠点の運営等

ア　経済部は、開設した地域内輸送拠点、状況により備蓄拠点に職員を派遣し、Ｐ２２の様式１を使用し開設を確認後、拠点の運営を行うとともに、開設したことを災害対策本部に報告する。

イ　災害対策本部事務室は、Ｐ２２の様式２を使用し、県本部（食料物資チーム）へ、地域内輸送拠点の開設を報告する。

ウ　協定等による物資の支援要請を行う場合は、地域内輸送拠点に配送を依頼する。

エ　物資を受け入れた場合、品目及び数量を市本部へ報告するとともに、各避難所への搬送に留意して品目ごとに、Ｐ２３の様式３「入出荷記録表」等により管理する。

オ　地域内輸送拠点、状況により備蓄拠点に派遣された職員は、Ｐ２４の様式４を使用した事務引継書を作成し、後任者へ引き継ぐ。

（３）調達を必要とする物資の把握

ア　災害対策本部事務室は、地域災害対策本部からの報告等により、市内で不足している（または、その見込みのある）物資の品目と数量を把握する。

イ　担当部は、協定等による物資の支援要請を行う場合は、必要品目と数量を明記し要請する。

ウ　災害対策本部事務室は、県本部（食料物資チーム）に、市内で不足している物資の品目と数量を原則１日１回、Ｐ２５の様式５「市町村物資調達要請書」により、県本部が指定する時間に報告し、特に緊急の場合は、その都度要請する。

エ　災害対策本部事務室は、要請結果（数量、到着見込時期）及び結果に基づき作成する受入物資の配分計画を、地域内輸送拠点、備蓄拠点に伝達する。

オ　岐阜県災害対策本部は、県内の業者から調達できる数量、全国知事会からの支援物資の数量、国による支援物資の数量等を基に、地域内輸送拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市災害対策本部及び県岐阜支部に連絡するとともに、必要な調整を行うこととしている。

（４）「プッシュ型」支援における物資調達

ア　国からプッシュ型支援が行われる場合、遅くとも発災後３日目までには、県の広域物資輸送拠点に対して輸送が行われる。県本部（食料物資チーム）は、国からの支援物資が届く前に、あらかじめ県の被害想定等により定めた「物資の被害想定毎の配分計画」及び市町村の備蓄状況も踏まえ、被災状況に応じた配分量を定め、地域内輸送拠点ごとの配分計画を決定する。

イ　災害対策本部事務室は、地域内輸送拠点及びその周辺の被害状況を収集し、県本部（食料物資チーム）に対して報告する。

ウ　災害対策本部事務室は、各地域内輸送拠点の被害状況等を勘案し、開設する地域内輸送拠点を決定し、県本部（食料物資チーム）へ報告する。報告の際、地域内の避難所からの支援物資に対するニーズ収集・集約の可否についても報告する。

エ　災害対策本部事務室は、県本部（食料物資チーム）から決定連絡を受けた配分計画に基づき、県本部（食料物資チーム）と地域内輸送拠点への輸送に関すること等必要な調整を行う。経済部は、開設した地域内輸送拠点における物資の保管場所、配置等に考慮し、物資の受入に備える。

（５）物資の輸送

災害対策本部（経済部）が作成する配分計画に基づき、物資を各避難所へ分配する。各拠点から各避難所への輸送（地域内輸送拠点から備蓄拠点への輸送含む）は「岐阜市災害時救援物資輸送計画」による。

５　義援物資の取り扱い

岐阜県災害対策本部は、国の現地本部や報道機関等関係機関と連携して広報を行う。ただし、義援物資の受け入れを希望する場合は、品目、量、時期等を明確にした上で、災害対策本部が義援物資の依頼を行う。この際、ＮＰＯとの連携、民間の応援プログラム等の活用に留意する。

義援物資の受け入れに伴う活動については、前頁の「４　物資調達に関する活動」により行う。

Ⅵ　広域避難

1　要旨

市町村・都道府県の区域を超える広域避難については、災害対策基本法に基づき行う。

2　広域避難に関するスキーム

岐阜市長

被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について他市町村の区域における広域一時滞在の必要があると認めるとき

・岐阜市長は岐阜県内の市町村長と被災住民の受け入れについて協議することができる。

・岐阜市長は岐阜県知事に対し、他都道府県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

※市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は岐阜県知事が、県も全部または大部分の事務を行うことができない場合は内閣総理大臣が広域一時滞在に関する手続きを代行して行う。

協議を受けた市町村長

被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。

受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

（1）県内市町村へ避難する場合

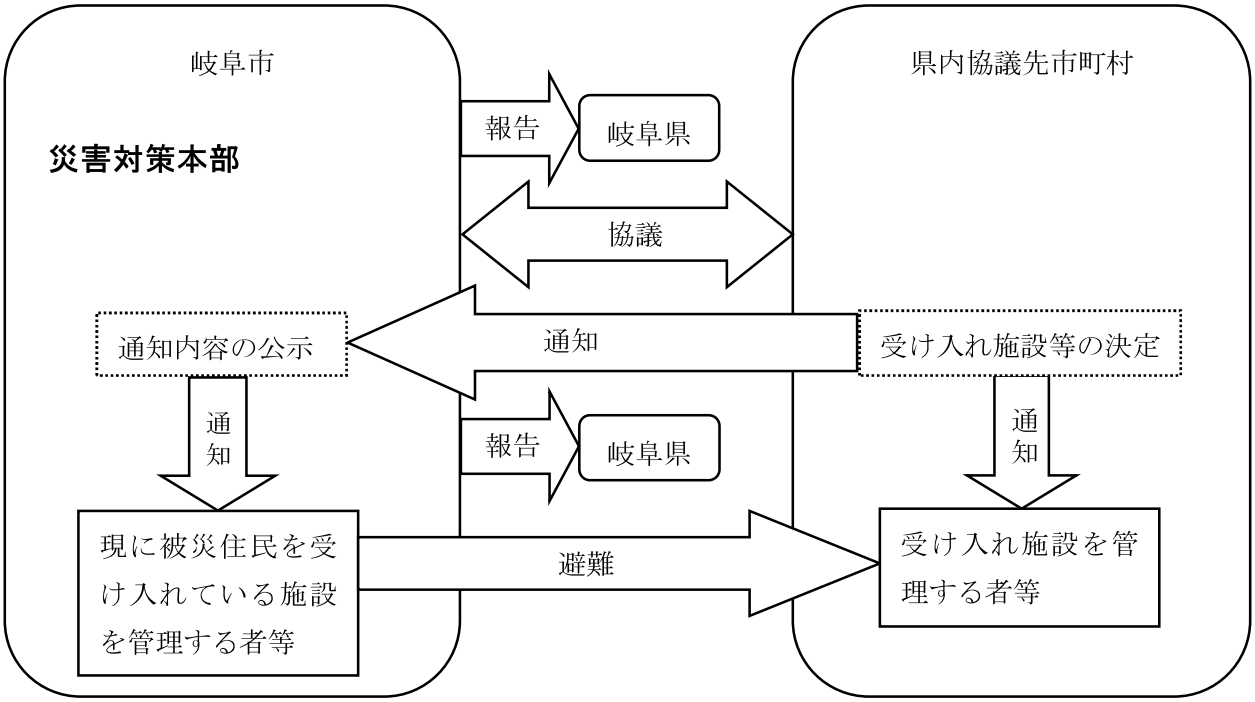

（２）県外市町村へ避難する場合

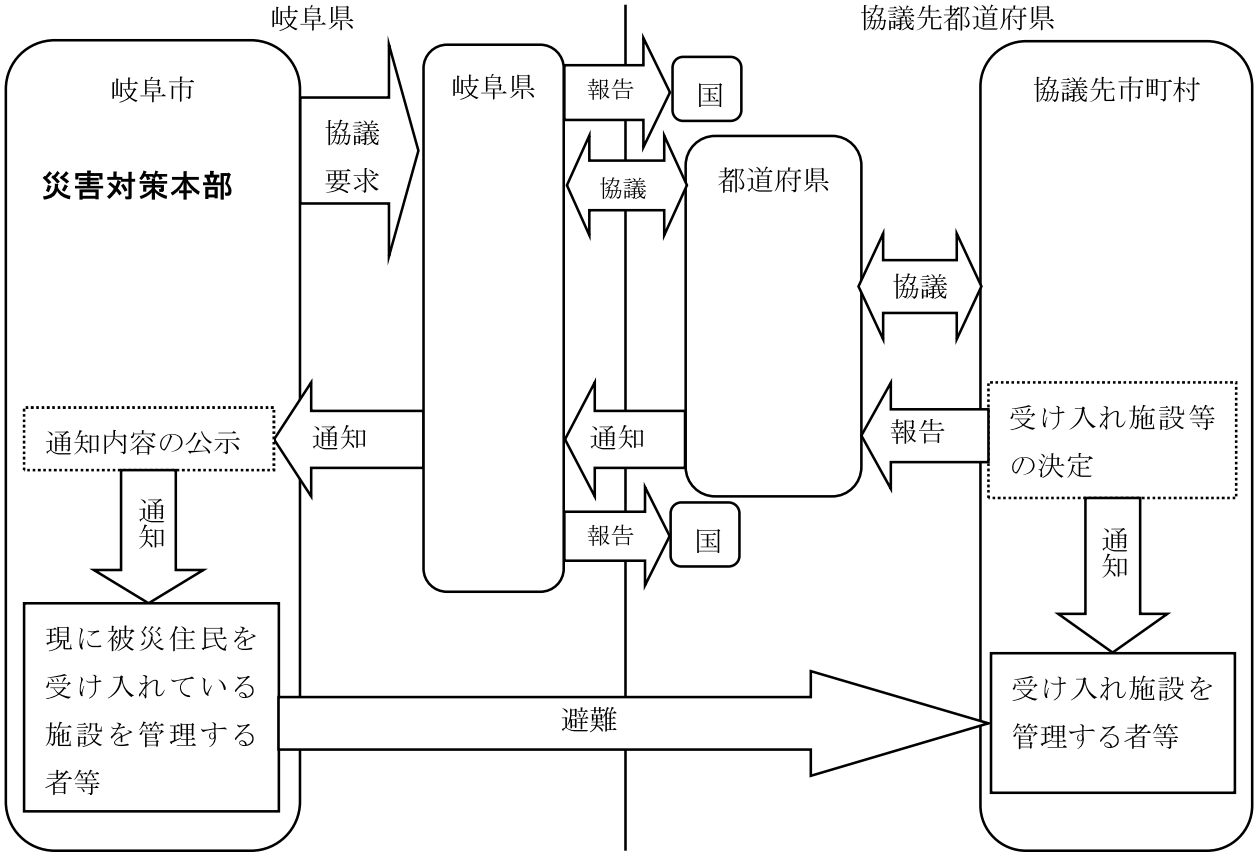

福島第一原子力発電所事故による被災自治体等調査結果における住民避難に関する記載

（平成２４年３月　全国原子力発電所所在市町村協議会原子力災害検討ワーキンググループ報告）

1　双葉町

（1）町勢要覧　人口：11,515　世帯数：3,955（平成 22 年国勢調査）　職員数：126 人

（2）避難状況　避難者数：11,491　町役場移転先：埼玉県加須市　旧埼玉県立騎西高等学校

（3）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車１台

避難方法：自家用車、自衛隊の車両、ヘリコプター、国が用意したバス等

2　大熊町

（1）町勢要覧　人口：6,932　世帯数：2,393（平成 22 年国勢調査）　職員数：104 人

（2）避難状況　避難者数：7,057　町役場移転先：福島県会津若松市　会津若松市役所第二庁舎

（3）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車、消防団

避難方法：国土交通省が手配したバス 50 台、自衛隊車両、自家用車等

3　楢葉町

（1）町勢要覧　人口：7,700　世帯数：2,576（平成 22 年国勢調査）　職員数：114 人

（2）避難状況　避難者数：7,710　町役場移転先：福島県会津美里市　会津美里町庁舎

（3）住民避難　住民広報：防災行政無線、職員や消防団員の巡回

避難方法：自家用車、町のマイクロバス 5～6 台、国の手配によるバス約 20 台

4　富岡町

（1）町勢要覧　人口：16,001　世帯数：6,141（平成 22 年国勢調査）　職員数：141 人

（2）避難状況　避難者数：15,886　町役場移転先：行政機能は移転せず

（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、消防団車両
避難方法：町所有のバス、民間会社のバス、自家用車等（国からのバス派遣なし）

５　南相馬市

（１）市勢要覧　人口：70,878　世帯数：23,640（平成 22 年国勢調査）　職員数：848 人

（２）避難状況　避難者数：29,420　市役所移転先：福島県郡山市　ビックパレットふくしま

（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車
避難方法：自家用車、民間会社のバス８台等（国からのバス派遣なし）

６　浪江町

（１）町勢要覧　人口：20,905　世帯数：7,176（平成 22 年国勢調査）　職員数：179 人

（２）避難状況　避難者数：21,434　町役場移転先：福島県二本松市　福島県男女共生センター

（３）住民避難　住民広報：防災行政無線、広報車、行政区長及び消防団
避難方法：民間会社のバス 5～6 台、自家用車等

３　広域避難に関する圏域連携

（１）方針

岐阜圏域９市町は、風水害が発生し、又はそのおそれがある場合において、圏域内の市町の境界を越えて、円滑に一時避難できるよう協力を行うものとする。

（２）各河川流域において越境避難の対象とする市町

	避難元市町	避難先市町
長良川左岸	岐阜市、羽島市	岐南町、笠松町、各務原市
長良川右岸	岐阜市、瑞穂市、北方町	本巣市、山県市
揖斐川	瑞穂市	本巣市、北方町、岐阜市
木曽川	羽島市、笠松町、岐南町、各務原市	瑞穂市、北方町、山県市、岐阜市
伊自良川	岐阜市、山県市、北方町、瑞穂市	本巣市
根尾川	瑞穂市、本巣市	北方町、岐阜市、羽島市
境川	岐阜市、岐南町、笠松町	各務原市、羽島市
鳥羽川	岐阜市、山県市	本巣市

（３）要請要領

市町の長は、住民が越境避難する必要があると認める時は、越境避難可能な市町の長に対して受け入れを要請することができる。要請は、口頭により行うことができるが、この場合は、速やかに越境避難要請書を送付する。

（４）その他

要請を円滑に行うため、各市町は、岐阜県広域避難基本方針（平成２４年３月）及び岐阜圏域における越境避難に関する協定書（平成２８年２月）に基づき、平時から県・市町の役割分担を定め、必要な取り組みを実施するものとする。

Ⅶ　様式集

様式１　救助活動拠点・地域内輸送拠点・備蓄拠点の開設チェックリスト（災害対策本部用）

項目	確認内容	チェック
１．施設に到着	・建物内に人がいる場合は、安全なスペースへ移動させる	□
２．施設全体の確認 ※２次被害を防ぐため、この項目内で問題点があれば、施設状況の確認を止め、別の施設への指定を行います。	・周辺施設が施設に倒れ込む危険性はないか	□
	・建物は傾いていないか	□
	・建物にひび割れはないか	□
	・壁の剥落はないか	□
	・屋根の落下や破損はないか	□
３．施設内の確認	・天井の落下や亀裂はないか	□
	・床に亀裂や散乱物はないか	□
	・照明が落下や破損していないか	□
	・窓ガラスに割れやひびがないか	□
	・火事は発生していないか	□
	・廊下は安全に通行できるか	□
	・階段は安全に上り下りできるか	□
	・非常階段は使用できるか	□
	・トイレは使用可能か	□
４．ライフラインの確認	・電気は使えるか	□
	・水道は使えるか	□
	・ガスは使えるか	□
５．通信機器の確認	・電話、ＦＡＸは使用可能か	□
６．受入れスペースの確保	・受入れスペースは確保したか	□
７．県岐阜支部への報告	・開設を本部へ連絡したか	□
	・応援人員必要性の有無について	□
	・物資の必要性の有無について	□
	・現時点での活動者数について	□
その他気付いた点		

様式２　救助活動拠点・地域内輸送拠点の開設報告書

<table>
<tr><td>1</td><td colspan="3">発信　　or　　受信</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">報告日時</td><td>年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">報告手段</td><td>電話・ＦＡＸ・メール・伝令・その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">送信者</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">受信者</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">施設名</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">施設の活用種別</td><td>活動拠点　・　地域内輸送拠点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">8</td><td rowspan="4">施設状況</td><td>建物の状況</td><td>安全　・　要 注 意　・　危険　・　未実施</td></tr>
<tr><td>ライフライン等</td><td>停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止</td></tr>
<tr><td>土砂崩れ</td><td>あり　・　兆候あり　・　なし</td></tr>
<tr><td>道路状況</td><td>通行可　・　片側通行可　・　渋滞　・　通行不可</td></tr>
<tr><td>9</td><td colspan="2">通信状況</td><td>手段（　　）</td></tr>
<tr><td>10</td><td colspan="3">特記事項（活動する応援部隊の規模、市町村の担当職員数など）</td></tr>
</table>

※この報告書は、施設開設直後に報告します

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

様式３　緊急支援物資の入出荷を管理する様式

入出荷記録表

年　　月　　日

品目	
保管場所	

拠点名:

No.	入荷・出荷 年月日	入荷元 出荷元	入荷数			出荷数			在庫数	摘要 （消費期限等）
			箱数	入数	総入数	箱数	入数	総入数	総入数	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										

様式４　地域内輸送拠点の事務引継書様式

事務引継書

施設名：

日　時:　　年　　月　　日　　時　　分

担当者名	前任者	後任者
引き継ぎ時 支援物資の 品目・総量		
受け入れた 支援物資の 品目・数量 （支援市町村名）		
備蓄拠点へ 搬送した 支援物資の 品目・数量		
業務内容及び 業務における 注意点		
支援活動部隊、 物資搬送者から の要望・苦情		
その他 情報共有事項		

市町村物資調達要請書

応援要請（計画）内訳書（被災市町村　→　岐阜県災害対策本部）（物資）

物資要請

【要請元】

市町村名		
要請時期		
要請内容	□新　規 □変　更（　　月　　日要請分） □取下げ（　　月　　日要請分）	
派遣要請責任者職氏名	課名・役職名	
	氏名	
連絡先		

©FAX番号
ＮＴＴ 058-271-4119
地上系 400-726・727・728
衛星系 3-400-726・727・728

※岐阜県記入欄

処理経過		月　日	発信者	受信者
指揮総括	食料・物資チームへの転送			
食料・物資	物資要請の受理 県事務所に調整依頼			
県事務所等	市町村へ調整依頼			
	食料・物資チームへ報告			
食料・物資	指揮総括チームへ応援計画書の送付			
	県事務所等へ応援計画書の送付			

No.	品目	数量	単位	用途	必要時期	搬送場所			応援計画							
									調整欄				応援機関記入欄			
						施設名・所在地	現場責任者	連絡先	地域	応援市町村	品目	数量・単位	数量・単位	集荷場所	搬送時期	責任者名・連絡先

輸送手段手配状況	□手配済み（　　）	□手配なし（応援自治体側で確保）	□その他（　　）
特記事項	搬送ルート、携帯電話の通信状況、応援物資の規格など		

1　可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
2　搬入場所については、市町村の物資拠点を記載すること。
3　可能な限り内容を明記すること。
4　随時更新し、提出すること（充足した品目は、見え消し、不足している品目のみを記載すること。）
5　この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。
6　品目としては以下のものとする。

主食、副食、水、飲料水用ポリタンク、毛布、テント、炊飯設備、石油ストーブ、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、粉乳・ミルク、は乳瓶、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）、マスク、消毒液、発動発電機（可搬式）、ライト（投光器）、スコップ、バール、ノコギリ、チェンソー、ジャッキ、担架、救急医療セット、救護用大型テント、ボート、ロープ、土のう袋、デッキブラシ、防水シート、リヤカー、その他（品目等を記載すること）

Ⅷ　参考資料

【県広域防災拠点の指定　～「岐阜県災害時広域受援計画」】

1　留意事項

（1）立地が高速道路ＩＣに近いなど、交通アクセスが良いこと

（2）周辺の家屋倒壊などにより、アクセス道路が遮断される危険性が少ないこと

（3）発災直後に多くの県民の避難が想定されないこと

（4）市町村の防災拠点や避難所など、他の用途と重複しないことが望ましい。やむを得ず、他の用途と重複する施設を指定する場合については、使用時期や使用場所などの棲み分けが可能であること

2　適用条件の目安

（条件に満たない施設である場合、最も広い面積を確保できる施設等を指定）

自衛隊災害派遣部隊の活動拠点 活動規模：1 個連隊約 400 人	・部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積：15,000 ㎡以上
緊急消防援助隊の活動拠点 活動規模：消防車両 25 台、100 人	・駐車場となる面積：2,000 ㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積：1,000 ㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 620 ㎡以上）が隣接している場合は不要）
広域緊急援助隊（警察）の活動拠点 活動規模：車両 10 台、50 人	・駐車場となる面積：500 ㎡以上 ・野外宿泊に必要な面積：500 ㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 310 ㎡以上）が隣接している場合は不要）
支援物資の集積拠点機能	・多数の大型トラックの出入りが可能で物資の荷さばきが可能な屋根つきのスペースを有する場所（県有及び市町村有施設は概ね1,000㎡以上、民間施設は概ね500㎡以上）
広域医療搬送拠点	・大型ヘリコプターの離発着が可能 ・離着陸面の外側にトリアージや中継医療を行う施設、スペースを有する

※なお、本面積要件は内閣府「東南海・南海地震活動要領」に関する調査と同様のもので、関係機関の意見に基づくもの。

3　緊急消防援助隊の活動拠点

緊急消防援助隊の活動拠点は、「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」による。

4　他の施設指定との関係

（1）できるだけ単独指定の施設を選定

（2）やむをえず選定する場合でも指定数の少ない施設を選定

5　その他の条件（下記条件のそろっている施設ほど優先）

（1）非常用電源を備える施設

（2）市町村防災無線（非常用無線）を備える施設

（3）耐震性が確保されている施設

（4）市町村災害対策本部から近い施設（指揮・情報伝達が容易であること）

（５）優先的に路線の整備・復旧を図ることとしている第１次・２次緊急輸送道路沿いの施設
（６）ヘリポート（ヘリ離着陸場）を備える施設

【地域内輸送拠点の指定】

地域内輸送拠点として最低限求められると考えられる要件の目安としては、以下のとおりである。国土交通省総合政策局「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」から抜粋

【地域内輸送拠点の施設基準】
① 新耐震基準に適合した施設であること（昭和５６年６月１日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
② 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
③ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
④ 上屋（物資の荷捌き、一時保管を行う施設）及び敷地が十分な荷捌きスペースを有する
⑤ フォークリフト等を容易に調達できること
⑥ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
⑦ 公的施設の場合には、拠点の運営にあたって民間物流事業者等との協力体制がある

【県の防災拠点】

１ 県広域防災拠点一覧（東濃、飛騨圏域を除く）

圏域	施設名	所在地	連絡先
岐阜	岐阜県立看護大学	羽島市江吉良町 3047-1	058-397-2300
岐阜	岐阜メモリアルセンター	岐阜市長良福光大野 2675-28	058-233-8822
岐阜	岐阜ファミリーパーク	岐阜市北野北 2078 番地 1	058-229-3922
西濃	ソフトピアジャパン	大垣市加賀野 4-1-7	0584-77-1111
西濃	浅中公園総合グラウンド	大垣市浅中２丁目１１番地１	0584-89-7744
西濃	道の駅パレットピアおおの	揖斐郡大野町下磯 313-2	0585-34-1111
中濃	国際たくみアカデミー	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3545-3	0574-25-2423
中濃	中池公園	関市塔ノ洞 3885 番地の 1	0575-24-0214
中濃	ふれあいパーク・緑の丘	可児市羽崎 1269 番地 38	0574-61-3538
中濃	青協建設株式会社本社	関市倉知 3204 番地４	0575-22-3111
中濃	郡上市合併記念公園	郡上市白鳥町為真 2061 番地 1	0575-82-6000

２ 災害時活用が可能な県有施設

県広域防災拠点とは別に、県では施設（建物）がないものの、広場を数ヵ所保有している。

これらの広場については、支援物資輸送車両等の一時待機場所及び応援部隊の活動拠点として活用が可能であり、場所の選定について考慮する。

（県保有の広場）

施設名	住所	広さ
鏡島大橋北駐車場	岐阜市西中島 2-3-1	50,014 ㎡

（その他の施設（岐阜市内））

震災時には、応急危険度判定をした後に使用が可能であれば活用を検討する。

施設名	住所	広さ
ＯＫＢぎふ清流アリーナ	岐阜市薮田南 2-1-1	1,919 ㎡

３　災害時応援協定に基づき活用が可能な施設（岐阜市内）

（１）　岐阜県トラック協会岐阜支部の物流拠点（該当なし）

（２）大学施設（支援物資拠点）

施設名	住所	細部の対象施設
岐阜聖徳学園大学　同短期大学部	岐阜市柳津町高桑西 1-1	体育館、学生会館
平成医療短期大学	岐阜市西秋沢	運動場
岐阜保健大学短期大学部	岐阜市鶉 2-92	講堂
岐阜市立女子短期大学	岐阜市一日市場北町 7-1	体育館、講義棟

【東海地震対策について（具体的活動計画）（岐阜県災害時広域受援計画より）】

東海地震に関する広域受援計画については、「東海地震応急対策活動要領」（中央防災会議、平成 18 年 4 月修正）及び『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成 18 年 4 月 21 日修正、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（以下、「具体的活動計画」という。）からの岐阜県への支援に関する項目を記載する。

いずれも地震防災対策強化地域（中津川市）に対する派遣である。

１　救助部隊の派遣

「東海地震具体的活動計画」には、東海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模が計画されている。

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、自衛隊のみである。（もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない）

（表１　救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間延べ人数
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	
人数	100	0	0	100	0	0	100	0	0	
合計	100			100			100			200

２　消火部隊の派遣

東海地震の被害想定も踏まえ、発災後 12　時間以内に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、応援派遣予定はない。（もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表２　消火活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間延べ人数
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0			0			0			0

３　部隊の規模（最大派遣規模総数）

（１）応援部隊の派遣規模

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を含む応援部隊の派遣規模は、以下のとおりである。（応援部隊には、もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表３ 応援部隊の派遣規模（最大派遣規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	300	0	0

（２）現地を含めた部隊の活動規模

上記（１）に加え、もともと強化地域内に所在していた消防、警察の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、以下のとおりである。

部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東海地震の被害想定に示された死者数、避難者数（国の想定：岐阜県は 200 人）や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画している。

（表４ 応援部隊の派遣規模

（もともと強化地域内に所在していた部隊含む最大活動規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	300	2,620	280
合計	3,200		

４　医療活動に係る計画

医療活動に係る計画では、想定東海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者総数は 658 人であるが、岐阜県は「なし」のため、広域搬送計画には含まれない。

５　飲料水の調達計画

飲料水の調達については、１週間で必要な応援物資の量が全体で 60,000 トンとしている。そのうち、岐阜県に対する応援が必要な物資量は６トンである。

６　食料の調達計画

食料の調達については、発災後から３日程度までと、４日程度から１週間までに分けて計画している。３日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、３日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、４日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

計画では、消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食糧の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとしている。

計画では、必要な物資量は全体で約 2,300 トンであるが、岐阜県は「なし」であり、食料の調達計画には含まれていない。

【東南海・南海地震対策について（具体的活動計画）（岐阜県災害時広域受援計画より）】

東南海・南海地震に関する広域受援計画については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成２９年１２月２１日策定、中央防災会議幹事会）及び『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成 19 年 3 月 20 日、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「東南海・南海地震具体的活動計画」という。）からの岐阜県への支援に関する項目を記載する。いずれも東南海・南海地震防災対策推進地域に対する派遣である。

１　救助部隊の派遣

「東南海・南海地震具体的活動計画」には、東南海・南海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模が計画されている。

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、自衛隊のみである。（応援部隊には、もともと推進地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない）

（表１　救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	延べ人数
人数	100	0	0	100	0	0	100	0	0	
合計	100			100			100			200

２　消火部隊の派遣

東南海・南海地震の被害想定も踏まえ、発災後 12　時間以内に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模は、以下に示すとおりであり、応援派遣予定はない。（もともと推進地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表２　消火活動に従事可能な応援部隊の派遣規模：岐阜県）

	12 時間			24 時間			48 時間			2 日間
	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	防衛省	消防庁	警察庁	延べ人数
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	0			0			0			0

３　部隊の規模（最大派遣規模総数）

（１）応援部隊の派遣規模

防衛省、消防庁及び警察庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を含む応援部隊の派遣規模は、以下のとおりである。（もともと推進地域内に所在する消防の部隊は含まない）

（表３　応援部隊の派遣規模（最大派遣規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	100	0	0

（２）現地を含めた部隊の活動規模

上記（１）に加え、もともと推進地域内に所在していた警察、消防の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、以下のとおりである。

部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東南海・南海地震の被害想定に示された死者数、避難者数等や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画している。

（表４ 応援部隊の派遣規模

（もともと強化地域内に所在していた部隊含む最大活動規模）：岐阜県）

	防衛省	消防庁	警察庁
人数	100	2,620	280
合計	3,000		

４　医療活動に係る計画

医療活動に係る計画では、想定東海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者総数は759 人であるが、岐阜県は「なし」のため、広域搬送計画には含まれない。

５　飲料水の調達計画

飲料水の調達については、１週間で必要な応援物資の量が全体で34,700 トンであるが、岐阜県は「なし」であり、飲料水の調達計画には含まれていない。

６　食料の調達計画

食料の調達については、発災後から３日程度までと、４日程度から１週間までに分けて計画している。３日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長い食品を調達する。また、３日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、４日程度以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。

計画では、消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食糧の調達を調整し、さらに、農林水産省が関係業界団体等に対して出荷要請をすることとしている。

計画では、必要な物資量は全体で約7,086.7 トンとしている。

そのうち、岐阜県に対する応援が必要な物資量は120.1 トンである。

７　その他の物資の調達計画

その他の物資について、岐阜県に対する応援が必要な物資量は、育児用調整粉乳が0.26 トンとしている。

【物資の被害想定毎の配分計画（岐阜県災害時広域受援計画より）】

岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 （平成25 年2 月公表）及び平成３０年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（平成３１年２月公表）の結果に基づく各災害の被害想定における想定避難者数をもとに、下記の算出式から必要物資量を算出し、あらかじめ市町村毎の配分計画を定める。

調達品目	想定避難者数	１日の必要量の算出
食料	各地震等被害想定調査による（※0）	想定避難者数×３食×1.2（※1）
毛布		想定避難者数×２枚
育児用調製粉乳		想定避難者数×０歳人口比率×140g×１日分（※2）
乳児・小児用おむつ		想定避難Ｇｐ者数×０～２歳人口比率×８枚×１日分（※2）
大人用おむつ		想定避難者数×必要者割合 0.005×８枚×１日分（※3）
携帯トイレ・簡易トイレ		想定避難者数×上水道支障率 0.580×５回×１日分（※4）
トイレットペーパー		想定避難者数×0.18 巻×１日分（※5）
生理用品		想定避難者数×12～51 歳女性人口比率（※2）×一人１期間（７日間）当たり 30 枚×1/7（※6）×1/4（※7）

※０：南海トラフ：42,708、揖斐川-武儀川：103,286、養老-桑名-四日市断層帯：63,610

※１：係数1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

※２：平成２７年国勢調査（総務省統計局）「第13 表 年齢（各歳），男女別人口及び人口比」

※３：係数0.005は、避難所避難者における要介護の高齢者を内閣府が想定したもの

※４：上水道支障率は、南海トラフ地震発生時における断水率（基準値）

※５：係数0.18は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

※６：係数1/7は、一人あたりの必要量を求めたもの

※７：係数1/4は、生理期間を４週に１回と想定したもの

【災害対策基本法の自衛隊の応援要請に関する部分の抜粋】

第四節　応急措置等

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

【災害対策基本法の広域避難に関する部分の抜粋】

第三節　事前処置及び避難

（広域避難の協議等）

第六十一条の四　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第六十条第一項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2　市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告することをもって足りる。

3　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4　前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7　協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第五節　被災者の保護　　第二款　広域一時滞在

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2　市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3　第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4　第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5　協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6　協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7　第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

第八十六条の九　前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2　前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4　第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5　前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

6　第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8　協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9　協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

１０　都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

１１　第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

１２　協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

１３　協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

１４　都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

第八十六条の十一　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であっても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定

める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

第八十六条の十二　都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

２　内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十三

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。

２ 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

３ 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

【災害対策基本法施行規則の広域避難者の受け入れに関する部分の抜粋】

（法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者等）

第八条の二　法第八十六条の八第四項 の内閣府令で定める者は、同項 の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項 の協議先市町村長が必要と認める者とする。

２　法第八十六条の八第六項 の内閣府令で定める者は、同項 の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

３　第一項の規定は、法第八十六条の九第六項 の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

４　第二項の規定は、法第八十六条の九第十項 の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

５　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第九項 の内閣府令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条 後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第九項 の協

議元都道府県知事が同項 の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

Ⅸ　関係機関の連絡先

地域防災計画巻末資料「関係機関の連絡先」の他、以下による。

1　岐阜県

（1）　災害対策本部設置時

チーム名	内線	直通外線	防災無線	FAX
指揮総括チーム	9907～9910	272-1034	400-705,706	271-4119
食料物資チーム	9931～9936	272-1038	400-713	

（2）　災害対策本部非設置時

○危機管理部防災課（防災全般）

係名	内線	直通外線	FAX
防災企画係	2838～2840	272-8189	271-4119 278-2522
地域支援係	2841～2844	272-1124	
災害対策係			

○商工労働部商工・エネルギー政策課（物資支援関係）

係名	内線	直通外線	FAX
管理調整係	3616～3617	272-8350 272-8351	272-6873

第２編　支援計画

＜支援計画＞

本計画は、地震等大規模災害発生時に岐阜市が被害を受けていない場合、支援本部を設置し、被災した市町村への支援を、効率的・効果的に行うためのものである。

岐阜市における支援体制イメージ

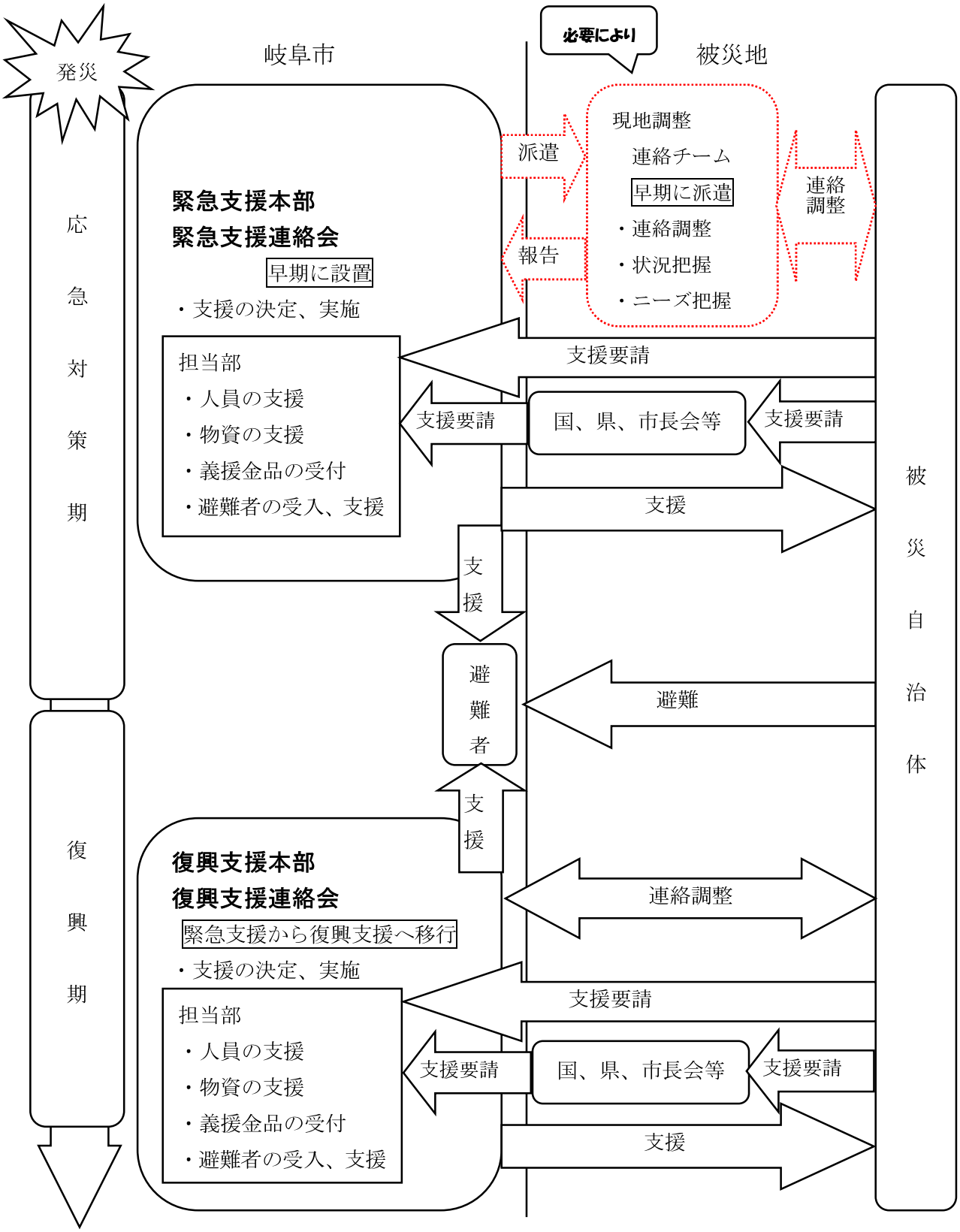

Ⅰ　基本的な事項

1　基本的な考え方

（1）本計画は、岐阜市以外の市町村で地震等大規模災害等が発生した場合、被災地を支援するために必要な事項を定めたものである。

（2）本計画に基づき、地震等大規模災害発生直後以降、被災地からの支援要請により、効率的・効果的な災害応急対策・災害復旧を支援するとともに、被災地の被害状況に応じて適切に対応する。

（3）他市で大規模な災害等が生じ、被災地への支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする緊急支援本部又は復興支援本部を設置し、全庁的な対応を行う。

　ただし、市内において災害等が発生した場合は、市内の対応を優先する。

（4）広域的な支援を必要とする場合は、岐阜県災害支援対策本部と連携し、支援を実施する。

（5）本計画は、支援実績等を通じた検証や、国・県・市町村及び防災関係機関の体制の変更、地域防災計画等の改正に応じて、定期的に見直しを行う。

2　支援実施体系図

緊急支援本部・復興支援本部

（所掌事務）
①被災地の被害状況の確認
②支援内容の決定・応諾
③上記①、②の各部局への指示
④被災地の支援活動の必要な事項の決定
⑤支援内容の公表

（事務局）　都市防災部

緊急支援連絡会・復興支援連絡会
（所掌事務）　本部長が指示した事項

現地連絡調整チーム
（所掌事務）
①被災市町村災害対策本部等との調整
②被害状況の調査
③被災地のニーズ把握

報告　　指示

各部

実施項目	担当部
災害の現況及び支援の対応状況の把握	都市防災部
災害救助法適用地域への支援に対する求償等事務	都市防災部
会議の開催に関すること	都市防災部・企画部
支援要請の受理及び支援検討 （要請元又は内容）	
災害相互応援協定市	都市防災部
中核市市長会	都市防災部・企画部
全国市長会	市長公室
全国知事会	都市防災部
総務省（被災市町村応援職員確保システム）～県	※都市防災部
緊急消防援助隊又は、県消防相互応援隊	消防本部
ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）及び医療救護班	市民病院

保健師、精神保健福祉相談員及び管理栄養士等 日本薬剤師会 日本水道協会等 環境省、全国都市清掃会議 応急危険度判定士 その他加盟協会 その他市町村	保健衛生部 薬科大学 上下水道事業部 環境部 まちづくり推進部 所管部 市長公室
支援の管理及び取りまとめ （支援内容）人員 物資 支援に係る経費	 行政部 都市防災部 財政部
義援金品の受付 （支援内容）市民からの義援金品の受付 市からの義援金の支出 職員からの義援金の募集	 福祉部 企画部 行政部
岐阜市民の消費物資への影響度合い調査	市民生活部
避難者の受け入れ、支援 （支援内容）避難者への住居の提供 避難者情報の把握 避難者支援の総括	 まちづくり推進部 市民生活部　等 都市防災部
ボランティアの受け入れ	岐阜市社会福祉協議会 市民協働推進部
災害廃棄物の受け入れ	環境部
支援部隊の現地活動後の健康相談及び検査	行政部
被災都市における生鮮食料品の供給に関する応援	経済部
新聞記事のスクラップ作成	都市防災部・市長公室
歴史的文化的資産の復旧に必要な人材・資材の支援	都市建設部、経済部
被災地に配慮した行事の中止 中止等の検討及び実施 とりまとめ	 各部 市長公室
広域避難に関すること 広域避難者の受け入れに関する政策の実施 広域避難者の受け入れに関する政策の調整 応急仮設住宅の建設に関すること	 各部 都市防災部・企画部 まちづくり推進部

３　緊急支援本部・復興支援本部の役割

（１）市長は、次のいずれかに該当する場合に支援本部を設置する。

ア　岐阜市以外の市町村において震度６弱以上の地震が発生し、支援が必要と認められるとき

イ　岐阜市以外の市町村において大規模な風水害又は事件若しくは事故が発生し、支援が必要と認められるとき

ウ　岐阜県が岐阜県災害支援対策本部を設置し、広域的な支援が必要と認められるとき

（２）支援本部の組織

ア　本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

イ　本部員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の本部員として、あらかじめ指定されている者及び会計管理者の中から本部長が指名した者とする。

（３）支援連絡会の設置

ア　支援本部の所掌事務のうち、本部長が指示した事項について業務を行う。

イ　会長は防災監を、副会長は都市防災部次長をもって充てる。

ウ　会員は、地域防災計画に基づく災害対策本部の調整グループとして、あらかじめ指定されている者及び会計課長の中から会長が指名した者とする。

エ　会長は、支援連絡会での審議事項について本部長に報告しなければならない。

（４）現地連絡調整チーム

防災監は、必要に応じ、被災市町村との連絡、調整等を行うため、２人以上の都市防災部職員で編成したチームを被災市町村へ派遣することができる。

（５）会議の開催

ア　支援本部の会議は本部長が、支援連絡会の会議は会長が必要に応じて招集する。

イ　各部は、会議資料及び報告事項等について、Ｐ５８・５９の様式１・２により担当部に提出する。

（６）相談窓口の設置

避難者からの問い合わせに対応するため、支援に関する総合相談窓口は都市防災部とし、支援内容別に主担当部を下記のとおり定める。

ア　総合相談窓口（総合的な被災者・被災地支援の問合せ）・・・・・都市防災部

イ　避難者情報の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・市民生活部等

ウ　健康に関する問合せ（総合的な健康相談）・・・・・・・・・・・・保健衛生部

エ　生活支援に関する問合せ（岐阜市での住まいに関する問合せ）・・まちづくり推進部

（福祉資金の貸付け）・・・・・・・・・・福祉部

オ　入所、入学に関する問合せ（保育所への入所相談）・・・・・・・子ども未来部

（小中学校への転入相談）・・・・・・教育委員会

（市立岐阜商業高等学校の授業料等について）・岐阜商業高等学校

（岐阜薬科大学授業料の免除）・・・・岐阜薬科大学

（市立女子短期大学授業料の免除）・・市立女子短期大学

カ　ボランティア、義援金品などに関する問合せ

（ボランティアに関する相談）・・・・・・・・・・・・・・・・岐阜市社会福祉協議会

市民協働推進部

（義援金品に関する相談）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・福祉部

（７）議会報告、記者発表

議会報告、記者発表の資料は、都市防災部で確認後提供する。

4　支援内容の検討

（1）支援要請に基づく支援

ア　担当部は、支援要請を受理し、各計画により支援要請内容に応じた支援についての検討を行う。

イ　物資の支援については都市防災部、職員の支援については行政部が検討に参加し、担当部は、それぞれ全体を把握後、調整及び取りまとめを行う。都市防災部はその取りまとめをもとに支援全体の把握を行う。

ウ　経費を要する支援については財政部が検討に参加し、経費についての調整及び取りまとめを行う。

（2）その他の支援内容の検討

ア　被災市町村が遠方等で準備・移動等の時間的猶予がなく、72 時間以内に支援開始が困難な場合、72 時間以降の支援開始となり得る事項を優先して調整する。

72 時間以降の支援開始となり得る業務例 避難所運営、医療（医師）支援、健康・保健（保健師）、物資の荷下ろし等、 応急危険度判定（民間施設）、被災地宅地危険度判定、応急仮設住宅供与業務、 応急修理、災害廃棄物処理、応急給水、下水道施設復旧、水道施設復旧、 道路河川等応急復旧

イ　担当部は、義援金品の受付、避難者の受け入れ・支援、ボランティアの募集、災害廃棄物の受け入れ等について、各計画により支援内容についての検討を行う。

5　被災地へ派遣する職員について

（1）職員の健康状態について

派遣前後、職員の健康状態をＰＣＲ検査等で確認する。

（2）食料等について

被災地へ派遣する職員の食料等の確保については、原則、担当部で飲料水、食料、寝袋、燃料、マスク等（感染症対策）を準備し、職員自ら携行し支援を行う。

ただし、発災直後の支援活動で、携行品の準備ができない場合については、行政部又は都市防災部で備蓄する食料等の使用を協議する。

（3）現地活動後の健康相談及び検査の実施

行政部は、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等職員の健康管理を実施する。

6　経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が負担する。

都市防災部は、災害救助法適用地域への支援に対する求償等の事務を行う。

7　その他

（1）被災都市における生鮮食料品の供給に関する応援

経済部は、被災地からの入荷状況を把握し、中央卸売市場の生鮮食料品の入荷量を被災地以外から確保する。

また、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」に基づき、被災都市からの要請を受けて対応する。

（2）新聞記事スクラップの作成

都市防災部は、市長公室（広報広聴課）の協力のもと、全ての新聞を確認し、災害に関する記事のスクラップを作成する。

（3）被災地に配慮した行事等の中止

各部は、被災した方々の心情に考慮し、岐阜市で行われる行事等について中止等を検討し、市長公室は、行事等の中止についての調査及び取りまとめを行う。

東日本大震災で中止した行事等	
・競輪開催の中止	・道三まつり協賛事業の一部中止
・ライトアップ照明の消灯	アクアージュ柳ヶ瀬（ネオン・ビーナス）、 岐阜駅前広場ライトアップ用照明、 岐阜城（１時間短縮）

Ⅱ　人員の支援に関する計画

１　要旨

Ｐ３９・４０の「Ｉ基本的な事項　２支援実施体系図」内の支援要請の受理及び支援検討を担当する部は、被災地からの要望を把握し、効率的かつ効果的な職員派遣を実施する。

２　職員派遣の検討

（１）担当部は、被災自治体からの支援要請、又は被災自治体からの支援要請に基づき協会等が調整した後の支援要請の内容と、現地調整連絡チームからの情報やその他の方法により把握した、被災地の状況及びニーズにより、職員派遣に必要な検討を行い、支援本部会議に諮る。

昨今、「応急対策要員派遣制度に関する運用マニュアル」（総務省）による人員の支援

（２）検討事項

ア　被災地が必要とする職種及び人数

イ　職員の選出方法及び派遣期間

ウ　感染症発生下における派遣前のワクチン接種、ＰＣＲ検査等

３　支援決定後の検討及び実施

（１）応急対策期における支援の場合

担当部は、支援本部会議で支援が決定した場合、職員派遣の実施に必要な検討を行った後、派遣職員を選出し、宿泊先の確保、携行品（飲料水、食料、寝袋、燃料等、加えて感染症発生下においては、マスク、手指消毒液、体温計等）の準備を行い、派遣を実施する。

（２）復興期における支援の場合

行政部が派遣職員を選出した後、その派遣職員が属する担当部において携行品の準備を行い、派遣を実施する。

（３）検討事項

ア　職員の派遣経路及び方法（緊急輸送道路の設定動向等に留意）

イ　必要となる携行品の選定及び準備方法

ウ　宿泊施設又は場所の確保

エ　超過勤務手当等諸手当

オ　通信の確保

カ　職員交替を要する場合の代替職員

（４）派遣職員が派遣先で感染した場合は、派遣先の保健所の指示による他、帰任する際は健康状態を確認する。

４　想定される支援要請

（１）　応急対策期における支援要請

ア　緊急消防援助隊の支援要請

イ　ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）及び医療救護班の支援要請
ウ　保健師、精神保健福祉相談員及び管理栄養士等の支援要請
エ　薬剤師の支援要請
オ　日本水道協会等調整による上下水道事業部の職員等の支援要請
カ　環境省、全国都市清掃会議調整による環境部の職員等の支援要請
キ　応急危険度判定、住家被害認定、罹災証明の職員等の支援要請
ク　災害対策本部、避難所職員の支援要請
ケ　備蓄品等物資の支援要請

（２）復興期における支援要請

ア　災害時相互応援協定締結市（中核市災害相互応援協定を除く）からの支援要請
イ　中核市市長会の調整（中核市災害相互応援協定）による会長市からの支援要請
ウ　全国市長会の調整による会長市からの支援要請
エ　全国知事会の調整による岐阜県災害支援対策本部からの支援要請
オ　その他加盟協会調整による会長からの支援要請
カ　その他市町村からの支援要請

Ⅲ　物資の支援に関する計画

１　要旨

Ｐ３９・４０の「Ｉ基本的な事項　２支援実施体系図」内の支援要請の受理及び支援検討を担当する部は、被災地からの要望を把握し、必要物資を効率的かつ効果的な支援活動を実施する。

２　支援物資等の検討

（１）担当部は、被災自治体からの支援要請、又は被災自治体からの支援要請に基づき協会等が調整した後の支援要請の内容と、現地調整連絡チームからの情報やその他の方法により把握した、被災地の状況及びニーズにより、必要な支援物資の品目及び数量を検討する。

（２）担当部は、支援に必要な物資を次により、緊急に確保する。

ア　岐阜市の備蓄品（５０％を上限）

岐阜市の主な備蓄品の総数及び支援上限数（令和４年度末時点）

主な備蓄品	総数	上限
アルファ米	125,400 食	62,700 食
クラッカーとバランス栄養食	153,040 食	76,520 食
おかゆ	39,100 食	19,550 食
飲料水	88,404 ℓ	44,202 ℓ
毛布	53,160 枚	26,580 枚
子ども用おむつ	21,212 枚	10,606 枚
大人用おむつ	14,460 枚	7,230 枚
生理用品	38,980 個	19,490 個
簡易トイレ	2,218 個	1,109 個
ブルーシート	4,383 枚	2,191 枚
携帯電話充電器	100 器	50 器
弾性ストッキング	1,000 足	500 足
浄水器	51 台	15 台

イ　その他各部が提供できる市有物品

ウ　緊急調達による購入

エ　職員又は市民からの義援物資

オ　企業等からの義援物資

（３）担当部は、次により適切な搬送方法を検討する。

ア　公用車を使用し、職員による搬送（緊急輸送道路の設定動向等に留意）

イ　災害時相互応援協定等を活用した、輸送会社による搬送

ウ　郵送による送付

３　想定される支援要請

（１）災害時相互応援協定締結市（中核市災害相互応援協定を除く）からの支援要請

（２）中核市市長会の調整（中核市災害相互応援協定）による会長市からの支援要請

（３）全国市長会の調整による会長市からの支援要請

（４）全国知事会の調整による岐阜県災害支援対策本部からの支援要請

（５）国及び岐阜市が加盟する協会の調整による会長からの支援要請

４　その他

支援物資にはＰ６０の様式３「緊急支援物資」の表示を貼り、搬送先、物資名、数量等を明記する。

物資を搬送する際には、支援物資目録を作成し、搬送先の被災自治体に提出する。

Ⅳ　義援金品の受付に関する計画

1　要旨

福祉部は、市民からの要望に応えるため、被災地へ送付するための義援金品の募集を実施する。また、市及び市職員は、市民を代表して被災者へのお見舞いの意を表するよう努める。

2　市民からの義援金について（義援金箱の設置）

（1）受付

ア　本庁舎、各出先機関の窓口

イ　イベント会場

ウ　その他各部にあって設置できる場所

（2）処理

集まった義援金を定期的に集計し、日本赤十字社に送金する。

3　義援物品について

（1）品目及び募集期間の検討

被災自治体からの支援要請、又は被災自治体からの支援要請に基づき協会等が調整した後の支援要請の内容と、現地調整連絡チームからの情報、民間の応援プログラム等を通じた情報、ＮＰＯとの連携その他の方法により把握した被災地の状況及びニーズにより、必要な義援物品の品目及び募集期間を検討し、目標数量を設定する。

なお、大規模災害発生直後は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体に対する義援物資（個人、団体等からの無償の支援物資）を送ることを控えるよう広報を行う。

東日本大震災で募集した品目（新品の状態で提供されたと確認できる物品）

・袋入りの紙おむつ（未開封なもの）大人用及び幼児用

・袋入りの生理用品（未開封なもの）

・袋入りの使い捨てカイロ（未開封なもの）

・毛布（未使用なもの）

（2）受付

ア　市役所庁舎１階エントランスモール等

イ　その他福祉部が指定する場所等

（3）処理

集まった義援物品を集計し、被災地への搬送については、都市防災部と調整を図る。

東日本大震災で義援物品の募集を行った際に発生した買占めに対する対応

市民生活部は、市内の生活用品の買占めにより不足が生じる恐れがあったため、岐阜市民の消費物資への影響度合いについて調査を行い、調査結果により、買占め自粛を呼びかける広報を実施した。

４　市からの義援金の検討

企画部は、市民を代表して被災者へのお見舞いの意を表するため、市からの義援金の支出について検討する。

東日本大震災での実績 　中核市市長会見舞金として、被災中核市（いわき市、郡山市、盛岡市）に各１００万円、合計３００万円を支出

５　職員からの義援金の募集

市職員は、義援金の支出に努めることとし、行政部が募集方法の検討、とりまとめを行う。

Ⅴ　避難者の受け入れ、支援に関する計画

1　要旨

Ｐ３９・４０の「Ｉ基本的な事項　２支援実施体系図」内の避難者の受け入れ、支援を担当する部は、被災地から避難された方に対し、住居を提供し、速やかに受け入れ、受け入れた後も支援活動を実施する。

2　避難者への住居提供に関するスキーム

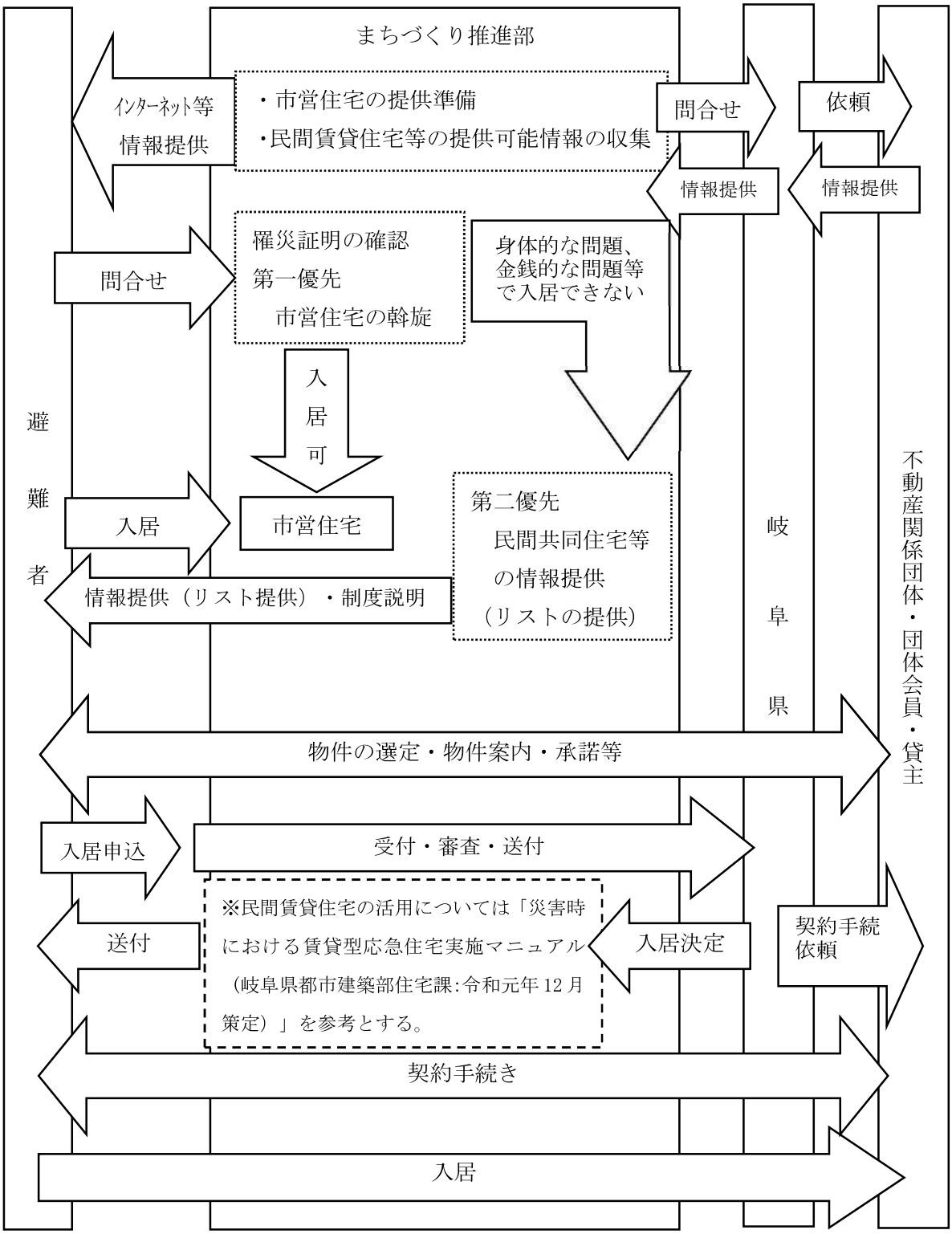

３　避難者への支援に係る情報等の流れ

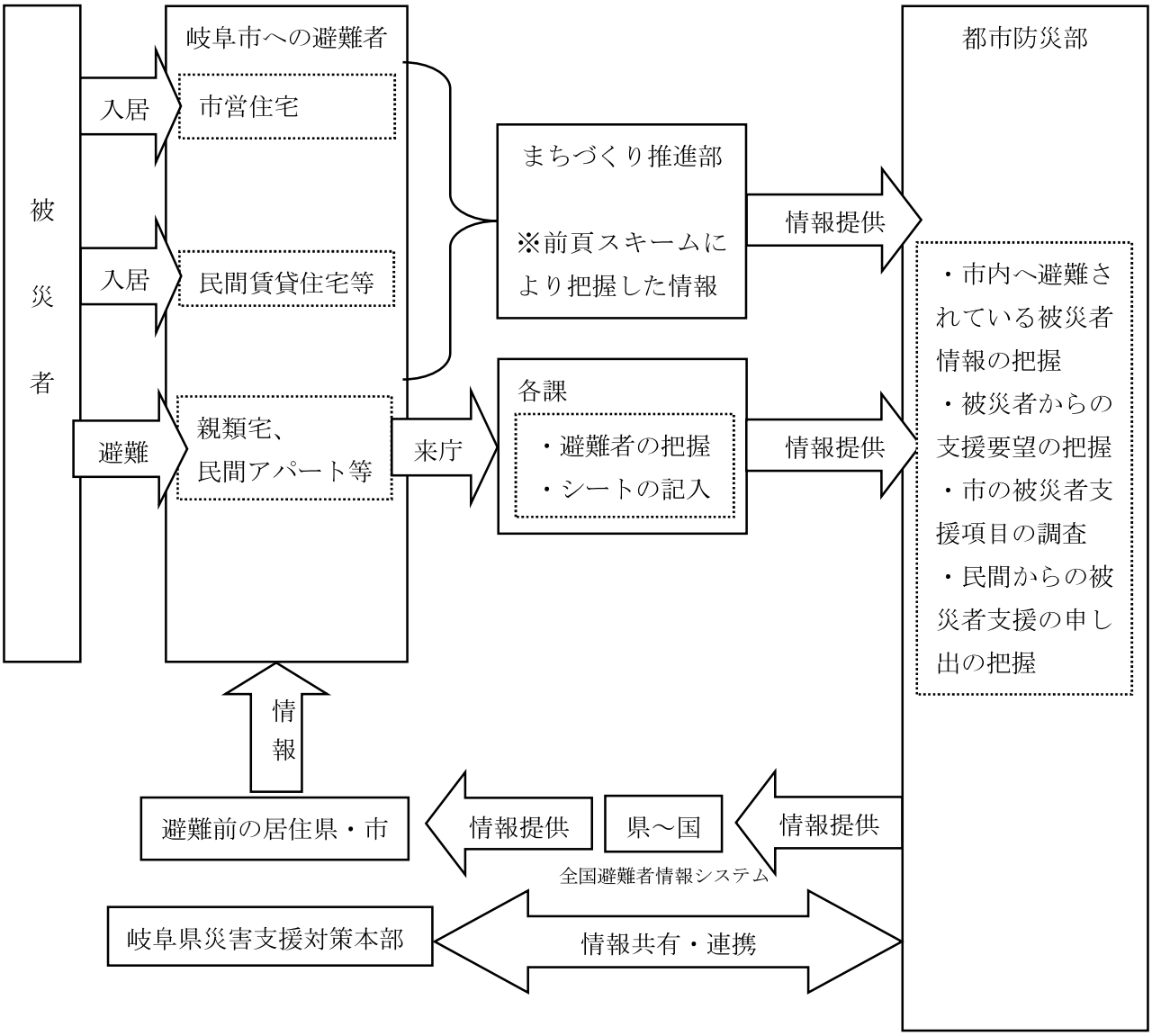

４　避難者への住宅提供

（１）まちづくり推進部は被災者を受け入れるための住居の確保については次により実施する。

ア　市営住宅

（ア）提供可能戸数の検討

（イ）入居条件の検討

（ウ）提供できる部屋の整備

東日本大震災で市営住宅の部屋に行った整備

・ガスコンロ（熱源）の設置・・・職員からの提供

・照明の設置・・・・職員からの提供

・毛布の提供・・・・市の備蓄品からの提供

・家具の設置・・・・東部クリーンセンターからの提供

イ　民間賃貸住宅等を活用した住居

（ア）民間共同住宅等の情報提供

（イ）提供情報をホームページに公開

（２）住居提供の優先順位

ア　第一優先：市営住宅

イ　第二優先：民間賃貸住宅等

（３）避難者への住宅提供の受付

まちづくり推進部は、受付を設置し、避難者を入居の受付を実施する。

なお、入居が決定した場合は都市防災部へ報告する。

５　避難者への支援

（１）都市防災部は、県災害支援対策本部と連携し、市内へ避難されている被災者情報の把握、市民からの被災者支援の申し出の把握を一元化するとともに、被災者の方に対し、きめ細かい支援を行う。

（２）避難者の把握

ア　都市防災部は、岐阜市への避難者に関する情報提供の依頼を行う。

（ア）全課に対し、避難者の情報を入手した場合、都市防災部への連絡を依頼する。

（イ）都市防災部への連絡については、避難者が記入した、Ｐ６１～６３の様式４・５の個別シートを送付する。

（ウ）避難者に対する情報提供の受付について、記者発表する。

（エ）同意のあった避難者に関する情報のとりまとめを行う。

（オ）避難者に関する情報は、岐阜県災害支援対策本部へ報告する。

イ　避難者情報の提供

都市防災部は、様式４・５により取りまとめた避難者情報（本人の同意ある情報）を県と共有するとともに、Ｐ６４の様式６（全国避難者情報システムに係る様式）による県への提供により、避難前の居住県・市の情報が、避難者へ届くようにする。

（３）支援項目の把握

ア　都市防災部は、市として支援可能な項目を把握するため、各部に調査依頼を行う。

イ　支援項目の調査内容

（ア）現行制度上の支援可能な項目

（イ）今後検討する支援項目

ウ　都市防災部は、調査結果を被災者支援策一覧としてまとめる。

東日本大震災での市としての被災者支援策メニュー	
・被災地からの救急患者の受け入れ	・医療受診窓口負担の免除
・乳幼児健診の実施	・幼児歯科薬物塗布の実施
・休日検診窓口負担金の免除	・妊婦健診の実施
・分娩などの受け入れ	・福祉資金の貸付け
・介護サービスの実施	・介護保険料及び介護利用料の減免
・生活保護相談の受付	・後期高齢者医療保険料の減免

・後期高齢者医療被保険者証を紛失した者への対応の実施
・医療機関での一時負担金の免除（後期高齢者医療）
・障害者福祉サービス等の支給決定及び自立支援医療の支給認定
・保育所への入所、保育料の免除　・養護老人ホーム（措置施設）への入所
・被災児童の受け入れ　・学用用品、給食費等の援助
・岐阜薬科大学授業料の免除　・市営住宅の無償提供
・市立女子短期大学授業料の免除
・外国人相談の実施　・鵜飼観覧への招待
・運転免許証再発行手数料の免除　・避難者情報を被災元県、市町村への提供
・特定健康診査自己負担金の免除　・国民健康保険料の減免
・医療機関での一部負担金の減免（本市国民健康保険に加入者）

平成２８年熊本地震での市としての被災者支援策メニュー
・市営住宅の無償提供　・妊婦健診の実施
・乳幼児健診の実施

エ　民間からの支援提供

都市防災部は、県災害支援対策本部と連携し、民間からの支援提供を受け付け、把握する。

東日本大震災での民間からの支援実績
・タクシー利用券の提供　・家電製品の提供　・散髪利用料無料

（４）各種支援の実施

ア　情報の提供

（ア）都市防災部は、避難者に被災者支援策一覧を送付する。

（イ）都市防災部は、各部が支援を行う場合、避難者についての情報提供を行う。

イ　支援の実施

（ア）都市防災部は、避難者に関する情報から、避難者が必要とする項目について、適切に支援する。

（イ）支援の実施に際しては、支援住宅を管理している、まちづくり推進部と連携して実施する。

（ウ）各部は、避難者の精神的な安らぎとして、それぞれが主催する事業、行事等に、避難者を積極的に招待する。

なお、支援を実施した際には、都市防災部に、招待人数等を報告する。

東日本大震災で行った精神的な安らぎ支援
・鵜飼観覧への招待　・国宝薬師寺イベントのチケット配布
・消防出初式への招待

Ⅵ　広域避難者の受け入れ

1　要旨

市町村・都道府県の区域を超える広域での被災市民の受け入れ（広域避難）については、災害対策基本法に基づき行うこととし、一時受け入れの場合は、市有施設への避難で対応し、避難が長期化した場合には、応急仮設住宅で対応することとする。

2　広域避難者の受け入れに関するスキーム

被災市町村長

被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について他市町村の区域における広域一時滞在の必要があると認めるとき

・岐阜県内の市町村長は岐阜市長と被災住民の受け入れについて協議することができる

・県外の市町村長は都道府県知事に対し、岐阜県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

↓

岐阜市長

被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならない。

（1）岐阜県内の市町村が被災した場合

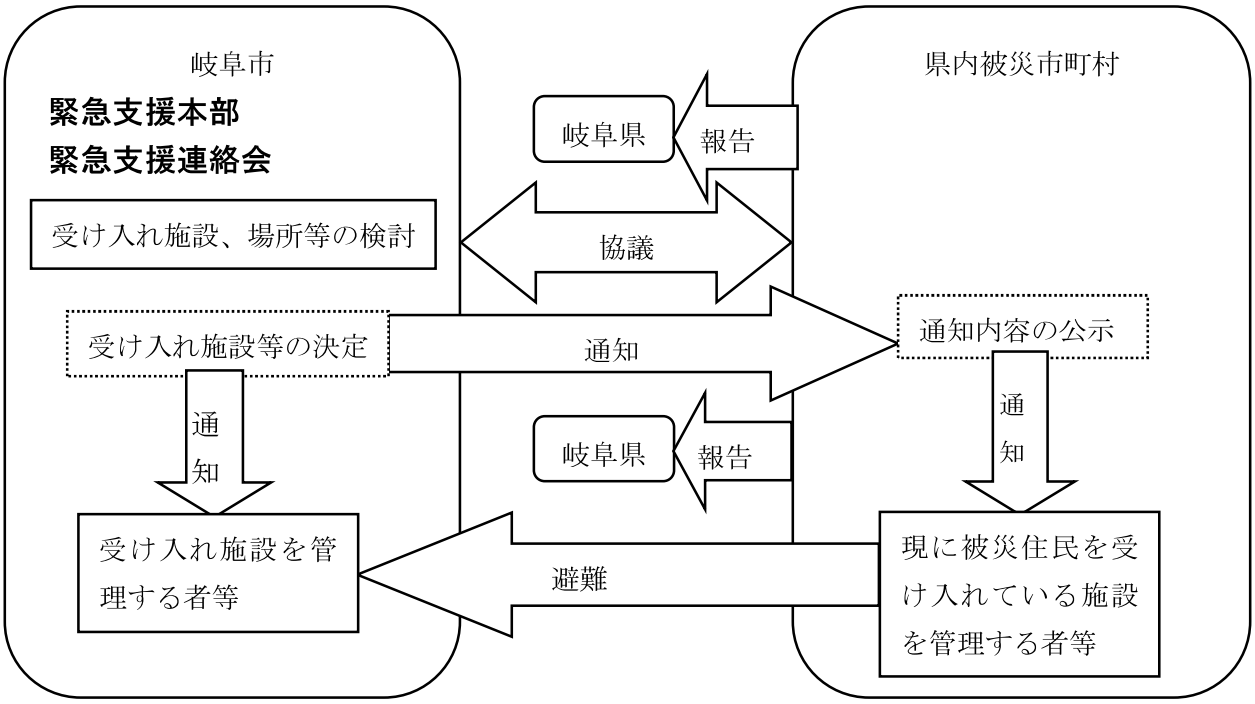

（２）岐阜県外の市町村が被災した場合

ア　被災地との連携

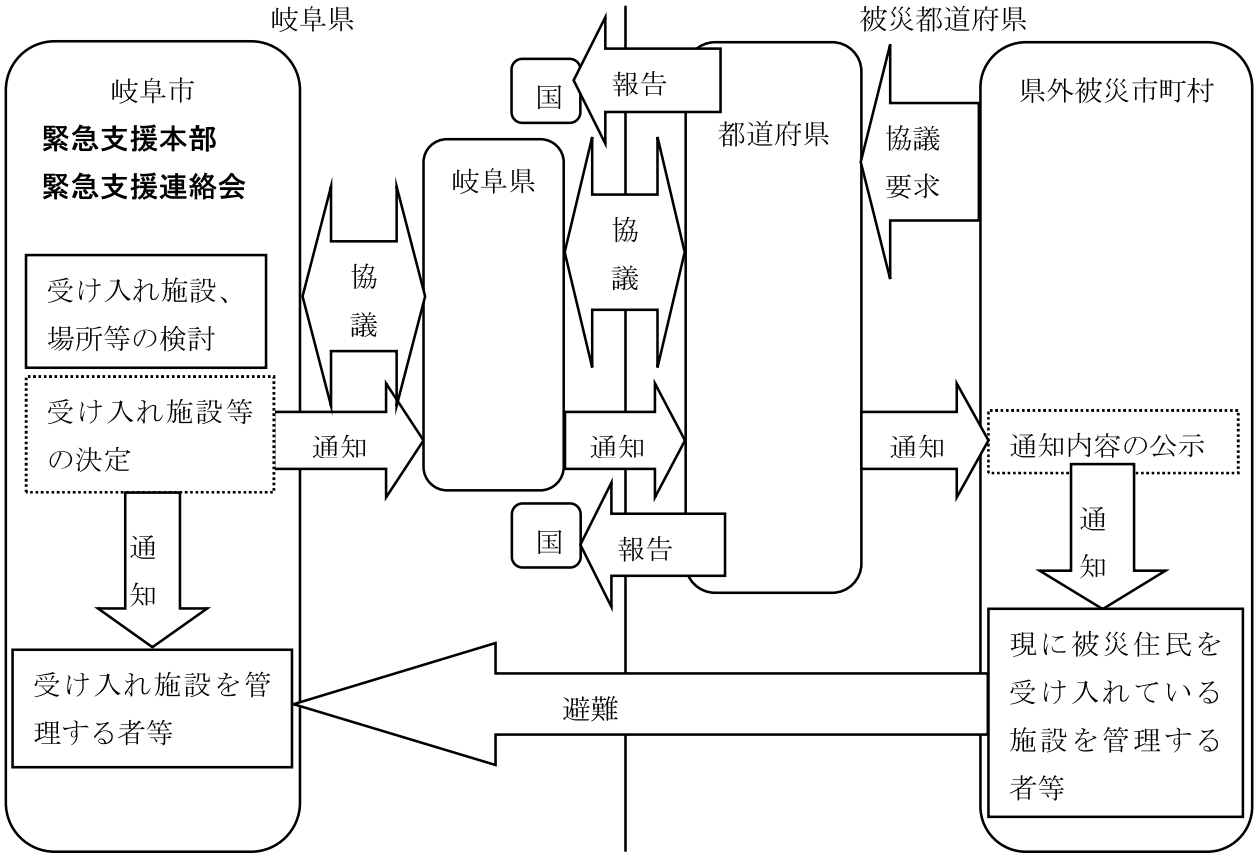

イ　市内等への自主的避難者に対する対応

ホームページ、マスメディア等を通ずる広報により、自主的避難者との連絡を確保し、集団移転者と併せ、受入れ対応にあたる。

ウ　避難者情報等については、総務省の「全国避難者情報システム」による。

（参考）熊本地震における広域避難に係る広報等

・国土交通省から「熊本地震に伴う公営住宅等への入居の取扱い」通知が発出され、受入れ表明市町の公営住宅情報を国土交通省ＨＰに掲載

・避難先市町村においては、ホームページ、マスメディア等を通じ住宅情報を発信

・総務省の「全国避難者情報システム」で被災地と避難先の各市町村で避難者情報を共有

３　広域避難者の受け入れについて

（１）各部は、被災地からの集団移転に対して岐阜市が行うべき施策を実施する。

（参考）東日本大震災の事例から集団移転に際し岐阜市が行うべき必要があると思われる施策

・仮設住宅等における住環境の整備

・避難先における役場機能の維持

・仮のまち構想など避難者相互のコミュニティの確保

・避難者と地域住民とのコミュニティの確保

・仮設住宅等への情報発信など避難者への情報提供体制の確保

・避難者に対する健康管理体制の確保

・避難者に対する医療福祉提供体制の確保
・被災児童等の就学、通学支援、教員の適正配置など教育環境の整備
・避難先における営農再開や雇用の確保
・防犯、防火対策などによる避難先の安全、安心の確保
・避難者の孤独死への対策
・避難先地域の一時的な居住人口の急増に対応する諸課題への対応　など

（２）都市防災部及び企画部は、広域避難者を受け入れる際、各部が行う施策のとりまとめを行うなどの調整を行う。

（３）まちづくり推進部は、関係部と連携し、応急仮設住宅の建設に関する検討を行う。

（４）被災者受け入れとしての避難所運営に際しては、必要により市職員を配置する。

（５）被災者に対する救助物品の支給に際しては、被災市町による支給状況等に留意する。

（６）広域避難に関する圏域連携

ア　方針

岐阜圏域９市町は、風水害が発生し、又はそのおそれがある場合において、圏域内の市町の境界を越えて、円滑に一時避難できるよう協力を行うものとする。

イ　各河川流域において越境避難の対象とする市町

	避難元市町	避難先市町
長良川左岸	岐阜市、羽島市	岐南町、笠松町、各務原市
長良川右岸	岐阜市、瑞穂市、北方町	本巣市、山県市
揖斐川	瑞穂市	本巣市、北方町、岐阜市
木曽川	羽島市、笠松町、岐南町、各務原市	瑞穂市、北方町、山県市、岐阜市
伊自良川	岐阜市、山県市、北方町、瑞穂市	本巣市
根尾川	瑞穂市、本巣市	北方町、岐阜市、羽島市
境川	岐阜市、岐南町、笠松町	各務原市、羽島市
鳥羽川	岐阜市、山県市	本巣市

ウ　協力の内容

市町の長は、要請を受けたときは、当該要請を受け入れない正当な理由がある場合を除き、避難者を受け入れる施設を選定するとともに、避難施設を速やかに開設し、避難元市町の長に越境避難承諾書により報告する。

エ　その他

要請を円滑に行うため、各市町は、岐阜県広域避難基本方針（平成 24 年３月）及び岐阜圏域における越境避難に関する協定書（平成２８年２月）に基づき、平時から県・市町の役割分担を定め、必要な取り組みを実施する。

Ⅶ　様式集

様式１　支援本部会議へ報告する各部の支援内容記入様式

〇〇地震に伴う支援内容

部

月日	内容

（記載例）　　都市防災 部

〇月〇日（〇）	救援物資搬送（出発） 出発時間　〇〇：〇〇 搬送先　〇〇県〇〇市 派遣人員　〇名（都市防災部） 搬送車両　岐阜市指揮車　1台　トラック　1台（10t　〇〇会社） 物資内訳　飲料水　〇〇 本　〇〇　〇〇 個 〇〇　〇〇 個　〇〇　〇〇 個
〇月〇日（〇）	救援物資搬送（帰還） 帰還時間　〇〇：〇〇 （搬送先、派遣人員等は上記表のとおり）

様式２　支援本部会議へ報告する各部の報告事項記入様式

〇〇地震に伴う報告事項

部

タイトル
内容

※　添付書類　　枚

（記載例）　　都市防災 部

タイトル 市民相談窓口の設置について
内容 1 経緯 市民からの問い合わせに対応するため、支援に関する相談窓口を下記のとおり設置し、ホームページに掲載します。 2 問合せ項目に対する担当部 ・総合相談窓口（総合的な被災者・被災地支援の問合せ）　・・・・・　都市防災部 ・避難者に関する情報提供の受付（全国避難者情報システム）　・・・・・　〇〇部 ・ ・ ・

※　添付書類　１　枚　　（被災者支援のための相談・問合せ先一覧）

様式３　緊急支援物資に添付する表示の様式

緊急支援物資

搬送先　〇〇県〇〇市

物資名　〇〇〇〇

数　量　〇〇個

提　供　岐阜市

様式４　避難者が記入する個別シート（様式）

被災者個別シート（世帯代表者用）

No.

被災者のみなさまには、なれない土地でなにかと生活にご不自由があることと思います。岐阜県では、県内に避難されたみなさまに少しでもお役に立てるように、現在のご家族の状況や暮らしでお困りのことなどを承知するため、以下のアンケートを実施します。市町村などで既にお伺いした内容もあろうかと存じますが、ご協力お願いします。
なお、このアンケートで得た情報につきましては、今後みなさまの生活支援に関する目的以外には使用いたしませんのでご承知願います。
*岐阜県災害支援対策本部　災害情報集約センター　０５８－２７２－１１１１　内線　３３４４

以下、該当する□欄にチェックを入れてください。
（記入日　　年　　月　　日）

1	避難先住所（現住所） （マンション・アパート名及び部屋番号）	岐阜 県 岐阜 市町村 番地 （　　）
2	避難元住所 （マンション・アパート名及び部屋番号）	県 市町村 番地 （　　）
3	ふりがな 氏　名（世帯代表者）	性別：男□　女□　□ 転入届済
	生年月日（同上）	明・大・昭・平　年　月　日　職業　被災前：　現在の就業状況：
4	現在の連絡先	電話　－　－　携帯　－　－ メールアドレス
5	現在の居所への転入日	年　月　日　現在の居所からの転出日　□ 未定　年　月　日 転出予定
	避難理由　※ 可能な範囲で	
6	家族構成	大人　人（男　人、女　人）　子供　人（うち小学校入学前　人）
	・ 子供の有無	□ 無　□ 有 ： 校種・学年（年齢）
	・ 妊婦の有無	□ 無　□ 有 ： 妊娠　ヵ月
	・ 高齢者（65歳以上）の有無	□ 無　□ 有 ： 年齢　歳
	・ 病人、障害者の有無	□ 無　□ 有 ： 病名、障害名等
7	生活支援	
(1)	住宅	
	・ 予定居住期間	□ 当面　□ 具体的に想定あり ：　年　月頃まで　□ 不明
	・ 足りない家電製品等	□ 冷蔵庫　□ 洗濯機　□ 炊飯器　□ 照明器具　□ コンロ　□ その他 ：
(2)	生活用品	
	・ 自家用車等	□ 有　□ 無→ □不要　□必要
	・ 足りない家財道具	種類：
	・ その他	
(3)	衣料	
	・ 必要な衣類等	種類：
(4)	食品関係	
	・ 今後必要な食品	種類：

	・ 今後必要な食器等	種類:
(5)	**仕事・生活費**	
	・ 仕事のあっ旋	□ 不要　□ 必要 ：（希望する職種:　　）
	・ 当座の生活資金	□ 有　□ 無
(6)	**教育**	
	・ 保育、就学等でお困りのこと	□ 無
		□ 有　具体的に:
(7)	**健康医療**	
	・ 医療、介護等でお困りのこと	□ 無
		□ 有　具体的に:
(8)	**その他**	
	・ その他、必要な支援	□ 不要
		□ 必要　具体的に:
8	**その他ご意見ご要望参考情報等**	

①以上の個人情報について、岐阜県から提供することに同意する団体にチェックをしてください。

□次のすべての機関・団体

（個別同意）□全国避難者情報システム
□現在お住まいの市町村　□現在お住まいの県
□出身（被災）市町村　□出身（被災）県
□被災者支援団体（社会福祉協議会、NPOなど）

②マスコミ取材の諾否

□取材をうけてもよい　□取材を受けたくない

（口頭了解の場合の確認者氏名）　氏名:

様式５　避難者が記入する個別シート（様式）

被災者個別シート（個人用）

No.

被災者個別シート（世帯代表者用）
と同じ番号

①	氏名	生年月日	②	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男　・　女			男　・　女
③	氏名	生年月日	③	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男　・　女			男　・　女
⑤	氏名	生年月日	⑥	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男　・　女			男　・　女
⑦	氏名	生年月日	⑧	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男　・　女			男　・　女
⑨	氏名	生年月日	⑩	氏名	生年月日
		明・大・昭・平・令 年　月　日			明・大・昭・平・令 年　月　日
		性別			性別
		男　・　女			男　・　女

ご記入いただいた個人情報は、全国避難者情報システム※に登録するために用いられます。
全国避難者情報システムへの登録に　□同意します。
□同意しません。

（※）避難先市町村に情報をご提供いただくことで、避難元の自治体からの通知や見舞金をお受け取りになることができるシステムです。

様式６　全国避難者情報システムへ登録されるため使用する様式

都道府県コード	市町村コード
整理番号(a)	

（別紙１）

【避難先等に関する情報提供書面】

太枠内のみ記入してください。

① 氏名	②生年月日	④避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）		
（ふりがな） （漢字）	明・大・昭・平 年　月　日 ③性別 男　・　女	県	市 郡 町 村	市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等） 番　号 （マンション・アパート名及び部屋番号）

⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地			⑥避難先の名称（施設名又は個人宅等）	⑦当該避難先における滞在開始日	⑨行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者（連絡先代表者）及び連絡先(c)
都道府県	市区 （特別区の場合） 郡 町 村	市町村名より下の住所 （指定都市の区、町、字等） 番　号 （マンション・アパート名及び部屋番号） 既に避難先市町村に転入届を行っている場合には「○」を記入		年　月　日 ⑧当該避難先における滞在終了日(b) 年　月　日	連絡先代表者である　・　ない （連絡先電話番号）

<記入時の留意事項>

(a)　避難先市町村において，整理番号を付すこと。

(b)　⑧については，当該避難所での滞在が終了し，避難先市町村に対し，その旨の情報提供があった場合には，避難先市町村が記入。

(c)　⑨については，連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には，「ある」に丸をつけ，連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は，「ない」に丸をつけ，「－」を記入。

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は，東日本大震災等への対応に活用するため，避難先市町村，避難先都道府県，避難元県，避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

年　月　日　（氏名）

（口頭了解の場合）確認日時：　年　月　日　（確認者氏名）

Ⅷ　参考資料

【中核市市長会防災担当者会議の災害相互応援協定に基づく支援のスキーム図】

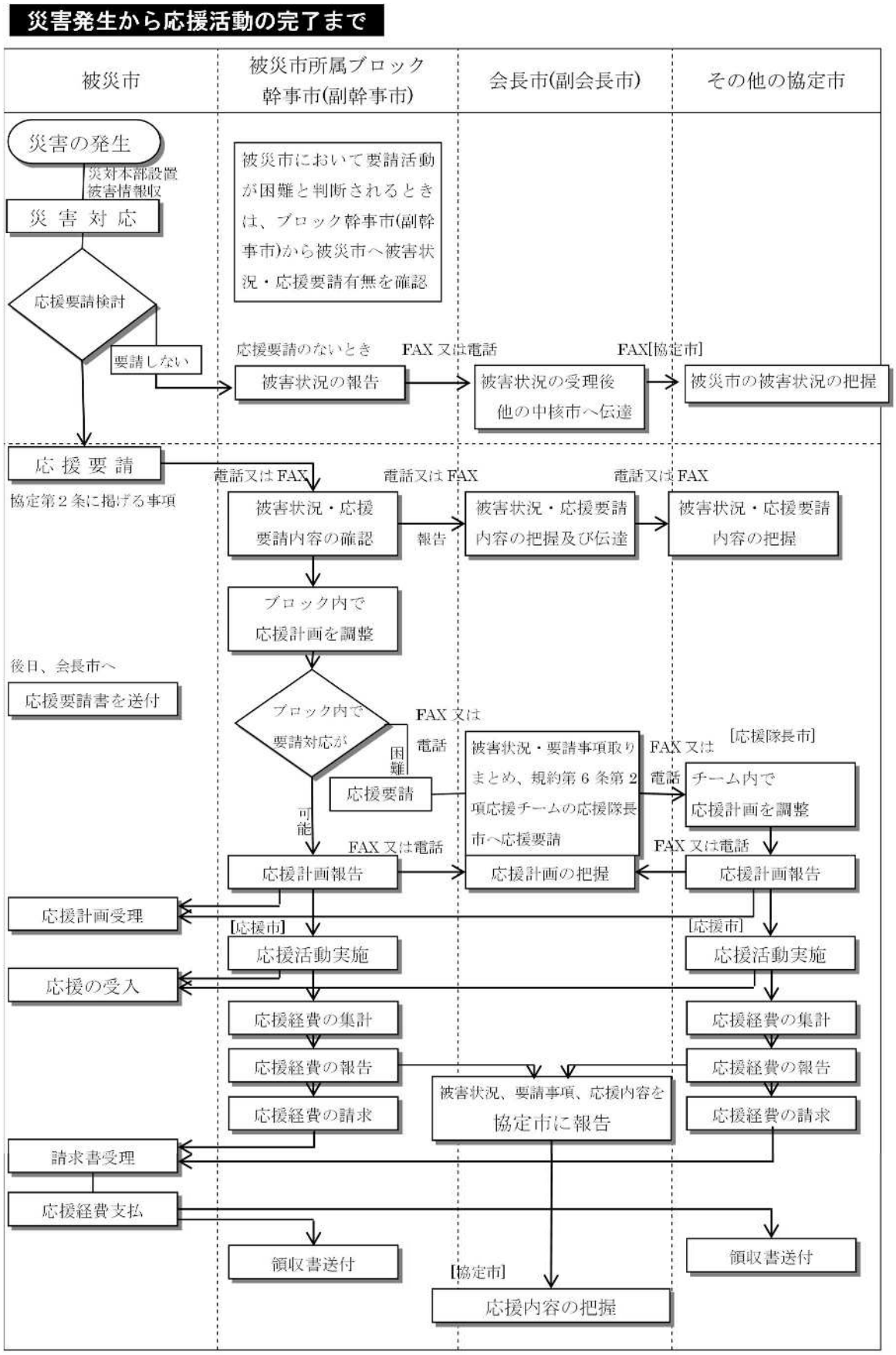

【災害相互応援協定市】

・災害相互応援協定締結市：尼崎市、神戸市、藤沢市、奈良市、富山市、飯田市、調布市、広野町、県内市町村

・中核市災害相互応援協定締結市：全中核市

・全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定締結市：日立市、笛吹市、関市、犬山市、大洲市、三次市、岩国市

（参考１）中核市市長会防災担当者会議で提示の構成市（令和４年度）

ブロック名称	地方	構　成　市
北海道・東北・関東ブロック	北海道・東北地方	函館市、旭川市、青森市、秋田市、郡山市、いわき市、盛岡市、山形市、八戸市、福島市
	関東地方	宇都宮市、川越市、船橋市、横須賀市、八王子市、柏市、前橋市、高崎市、越谷市、川口市、水戸市
中部ブロック	北陸・甲信越地方	富山市、金沢市、長野市、福井市、甲府市、松本市
	東海地方	岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市
近畿・中国ブロック	近畿地方	高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、大津市、枚方市、西宮市、尼崎市、豊中市、明石市、八尾市、寝屋川市、吹田市
	中国地方	倉敷市、福山市、下関市、呉市、鳥取市、松江市
四国・九州ブロック	四国地方	高松市、松山市、高知市
	九州地方	長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、久留米市、那覇市、佐世保市

（参考２）中核市市長会防災担当者会議で提示の応援チーム（令和４年度）

応援チーム番号	中　核　市　名
①	函館市・郡山市・宇都宮市・岡崎市・奈良市・松山市・長崎市・枚方市・鳥取市・甲府市
②	いわき市・高崎市・柏市・長野市・大津市・福山市・大分市・八王子市・明石市・寝屋川市・一宮市
③	青森市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・尼崎市・倉敷市・那覇市・越谷市・八尾市・山形市・松本市
④	旭川市・前橋市・豊田市・高槻市・姫路市・高知市・鹿児島市・呉市・福島市・福井市
⑤	秋田市・船橋市・金沢市・西宮市・和歌山市・下関市・宮崎市・佐世保市・川口市・吹田市
⑥	盛岡市・川越市・富山市・東大阪市・高松市・久留米市・豊中市・八戸市・松江市・水戸市

【応急対策職員派遣制度の概要】

総務省における人的支援の取組としての「応急対策職員派遣制度」の概要は、以下のとおり。

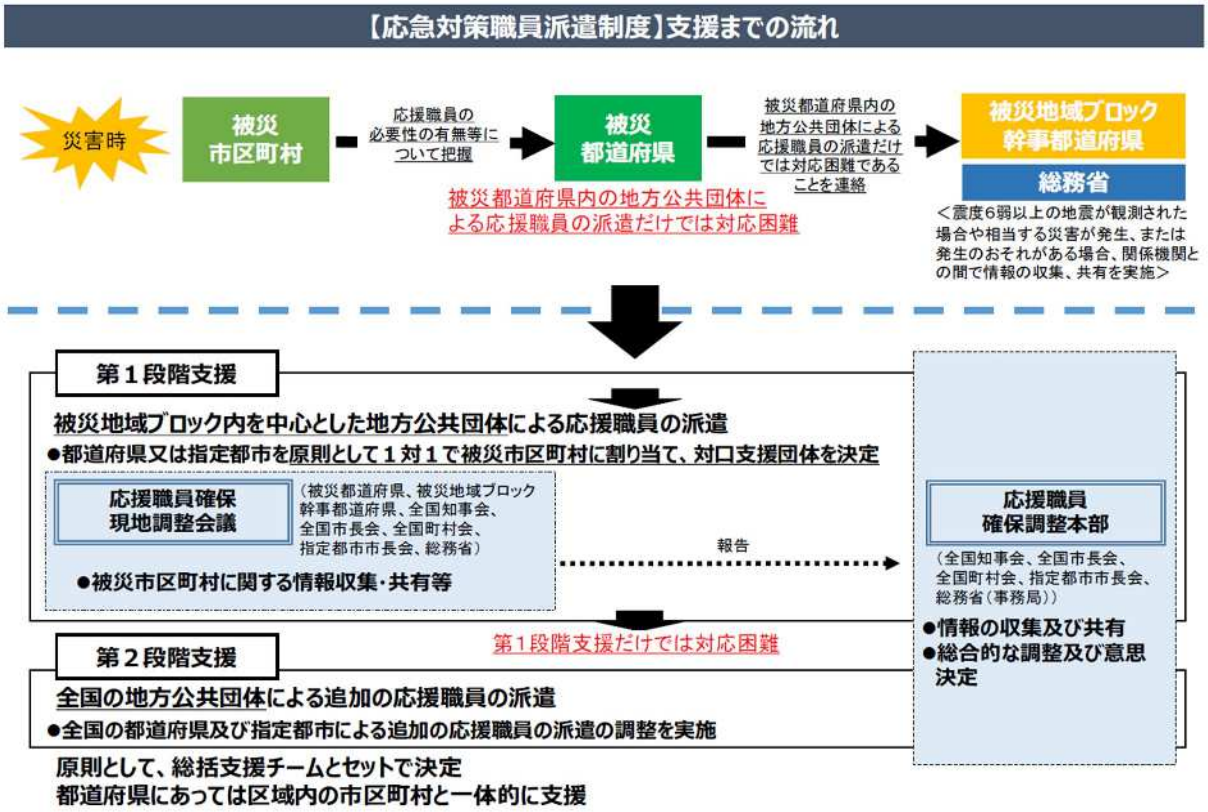

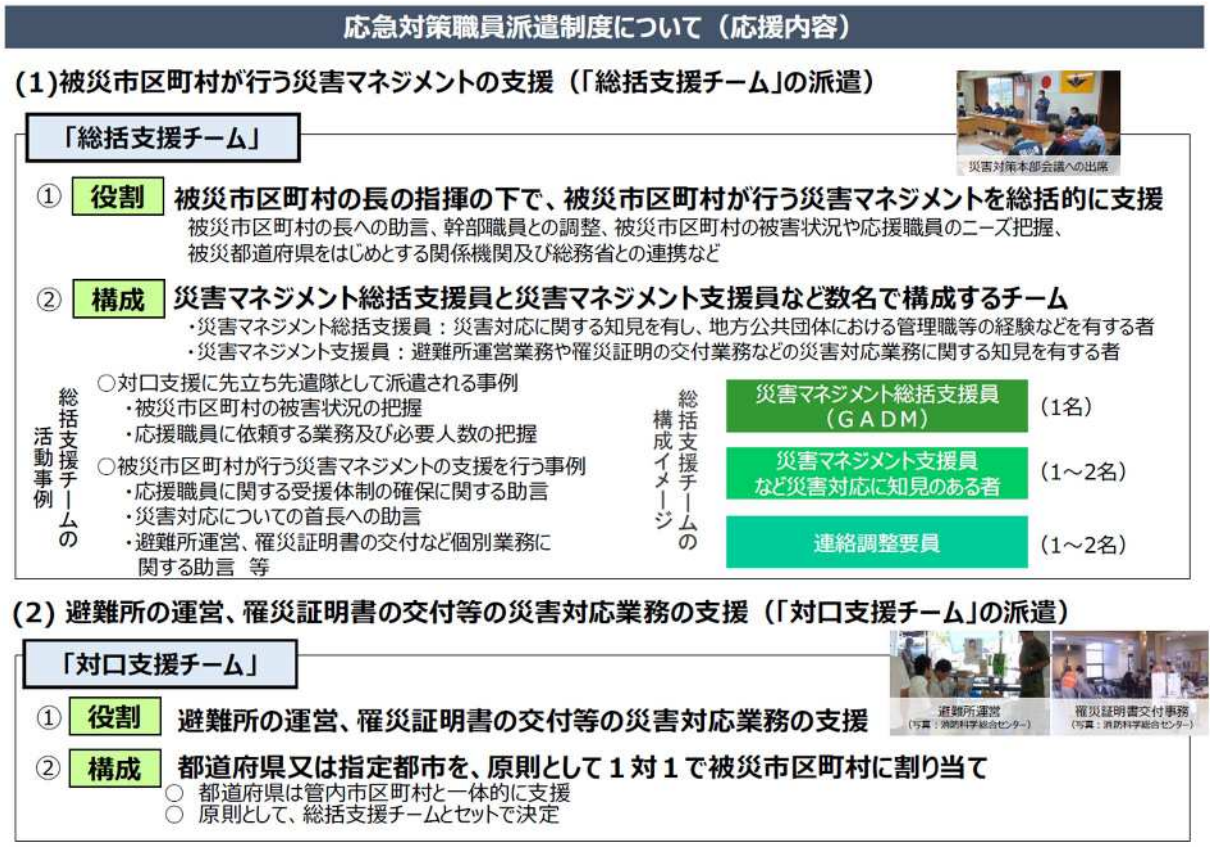

【東日本大震災で作られた全国避難者情報システムのスキーム図】

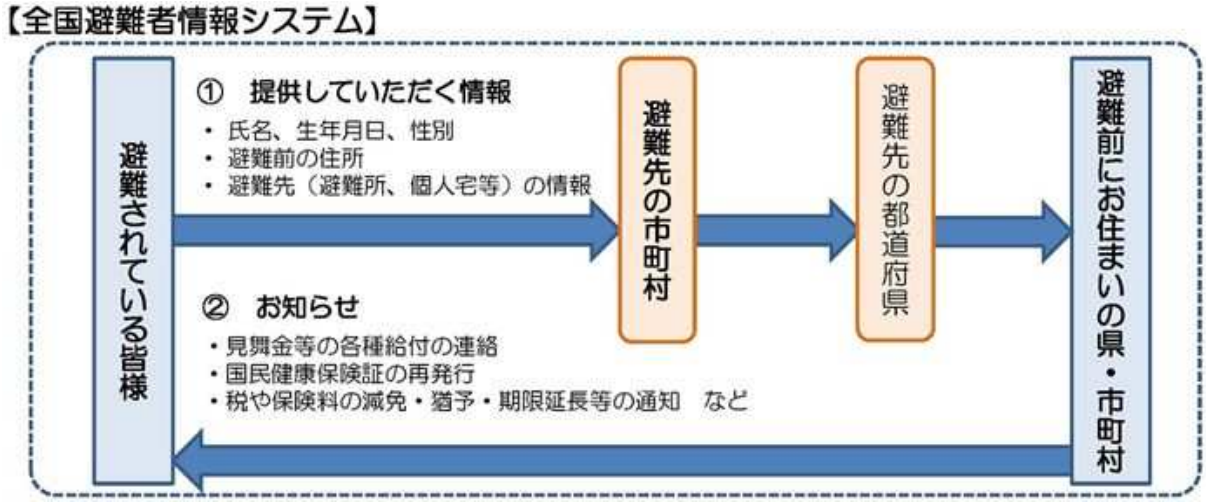

【東日本大震災で公表した民間住宅提供に関する内容】

1. 東日本大震災の被災者への民間住宅の提供

東日本大震災により被害を受けられた方々を支援するため、民間の方から、住宅等を提供したいとの申し出がありましたので、その情報を提供いたします。
詳細については、入居者と提供者との相談により決定していただきます。

提供までの流れ

1. 岐阜市〇〇課にご連絡ください。
2. 下記条件に該当する場合は、ご連絡先を提供者にお伝えしますので、提供者からの連絡をお待ちください。
   - 東日本大震災により被災した地方自治体の罹災証明及び被災証明をお持ちの方。
   - 諸事情により、岐阜市営住宅等への入居が困難な方。
3. 入居希望者と提供者の間で、入居の可否及び入居条件詳細について協議してください。
4. 入居が決定した場合は、**岐阜市〇〇課**までご連絡ください。

提供情報一覧

NO.	住宅名	所在地	家賃等備考
1	〇〇	岐阜市〇〇	無料（管理人となること）
2	（個人宅）	岐阜市〇〇	未成年者の受け入れ 2 世帯住宅のうち 1 世帯分を提供
3	〇〇	岐阜市〇〇	1K：約 3 万 5 千円/月　　一部屋
4	〇〇	岐阜市〇〇	応相談
5	（個人宅）	岐阜市〇〇	被災孤児の受け入れ

※この情報は、民間の方のご厚意によるものであるため、提供者のご事情により内容が変更されることがあります。

連絡先
〇〇課
058-265-4141　内線〇〇

【災害対策基本法の広域避難に関する部分の抜粋】
P33 を参照
【災害対策基本法施行規則の広域避難者の受け入れに関する部分の抜粋】
P36 を参照